

第2節

アジア・大洋州

1 概観

〈全般〉

アジア・大洋州地域は、経済規模世界第2位の中国や第3位の日本だけでなく、成長著しい新興国を数多く含み、多種多様な文化や人種が入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミックな地域である。同地域は、豊富な人材に支えられ、世界経済を牽引し、存在感を増している。世界の約79億人の人口のうち、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定署名国¹には約23億人が居住しており、世界全体の約29%を占めている²。名目国内総生産（GDP）の合計は過去10年間で約1.3倍以上増加しており、世界全体の約30%を占める³。また、輸出入総額は9兆8,698億米ドル（2020年）で、EUの10兆4,448億米ドル⁴に匹敵する。域内の経済関係は緊密で、相互依存が進んでいる。今後、更なる成長が見込まれており、この地域の力強い成長は、日本に豊かさと活力をもたらすことにもつながる。

その一方、アジア・大洋州地域では、北朝鮮の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による現状変更の試み、

海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、不安定な食料・資源需給、頻発する自然災害、高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。

その中で、日本は、地域において、首脳・外相レベルも含め積極的な外交を展開してきている。2021年は2020年に引き続き、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、他国への訪問が大幅に制限される中でも対面外交を重ねたほか、電話やテレビ形式で積極的に会談を実施し、近隣諸国との良好な関係を維持・発展させた。菅総理大臣は、ASEAN諸国やオーストラリアなどと二国間の電話会談などを実施したほか、3月には、首脳レベルで初の開催となった日米豪印首脳テレビ会談に参加した。7月には、第9回太平洋・島サミット（PALM9）をテレビ会議形式で開催し、あわせて太平洋島嶼国との間で二国間首脳テレビ会談を実施した。また、9月に米国で開催された日米豪印首脳会合に参加した際には、モリソン・オーストラリア首相及びモディ・インド首相とそれぞれ会談を行った。10月に内閣総理大臣に就任して以降、岸田総

1 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定署名国：日本・中国・韓国・ASEAN（加盟国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）10カ国・オーストラリア・ニュージーランドの計15カ国

2 国連人口基金「世界人口白書2021」

3 世界銀行

4 国際通貨基金（IMF）

理大臣は、オーストラリア、中国、韓国、インドを始め、多くのアジア・大洋州諸国との電話会談などを行った。また、岸田総理大臣は、同月末にテレビ会議形式で開催されたASEAN関連首脳会議に出席した。岸田総理大臣は、3フォーラム（日・ASEAN首脳会議、ASEAN+3（日中韓）首脳会議、東アジア首脳会議（EAS）（いずれも10月27日））を通じて、ASEANの一体性や中心性を尊重しつつ、2020年11月に採択された「インド太平洋に関するASEAN・アウトック（AOIP）⁵協力についての日・ASEAN首脳共同声明」を指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等というAOIPの重点分野に沿ってASEANとの具体的な協力が進展していることを確認した。また、北朝鮮情勢や東シナ海・南シナ海情勢、ミャンマー情勢などの地域・国際情勢について力強いメッセージを発信した。さらに岸田総理大臣は、11月に、来日したチン・ベトナム首相と会談を行い、共同首脳声明を発出した。茂木外務大臣は、5月にイギリスで開催されたG7外相会合出席の機会を捉え、日米韓外相会合に参加するとともに、ペイン・オーストラリア外相、鄭義溶^{チョンウイヨン}韓国外交部長官やジャイシャンカル・インド外相などと会談を行った。また、8月には、テレビ会議形式で開催されたASEAN関連外相会議、フレンズオブメコン⁶閣僚会合、日・メコン外相会議での議論に積極的に貢献した。9月に、国連総会出席のため米国を訪問した際には、日米韓外相会合に参加した。11月の新内閣発足後、林外務大臣は、オーストラリア、中国、インド及びモンゴルなどと積極的に会談を実施し、意見交換を行ってきた。ASEAN諸国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ラオス）ともそれぞれ二国間



日豪首脳会談（9月24日、米国・ワシントンDC 写真提供：内閣広報室）



チン・ベトナム首相来日時^{じょう}の儀仗隊による栄誉礼及び儀仗（11月24日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）

電話会談を実施したほか、11月にはソン・ベトナム外相と対面で会談を行った。また、12月にG7外務・開発大臣会合出席のためイギリスを訪問した際には、ペイン・オーストラリア外相と会談を行った。

日本は、アジア・大洋州地域において様々な協力を強化しており、引き続き多様な協力枠組みを有意義に活用していく考えである。

〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本のみならず、インド太平洋地域の平和と安全及び繁栄の礎である。地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれ

5 AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

2019年6月、ASEAN首脳会議において採択。インド太平洋地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッドガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互惠、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。

6 フレンズオブメコン：旧「メコン河下流域フレンズ（FLM）」

対メコン協力を行う開発パートナー間の連携・協力を促進することを目的とした米国主導の枠組み。2014年にミャンマーにおいて開催された閣僚会合には、日本から岸田外務大臣（当時）が出席

まで以上に高まっている。2021年1月に米国でバイデン政権が発足して以降、2022年2月末までに、電話会談を含め8回の首脳会談及び15回の外相会談を行うなど、首脳及び外相間を始めとするあらゆるレベルで緊密に連携し、北朝鮮を含む地域の諸課題に対応している。

また、米国とは新型コロナの感染拡大の中にあっても、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けた協力を進めている。バイデン政権発足後わずか2か月後の3月に、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸信夫防衛大臣との間で日米「2+2」が開催された。4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たに示した。また4月に訪米した菅総理大臣は、バイデン米国大統領と日米首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認する共同声明を発出した。10月に岸田総理大臣は、就任翌日にバイデン大統領と日米首脳電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を通じて、地域及び国際社会の平和と安定に取り組んでいくことで一致した。さらに11月に林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外相電話会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現において、緊密に連携していくことを確認した。2022年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行い、「自由で開かれたインド太平洋」へのコミットメントを確認した。また、同月、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、「自由で開

かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させることで一致した。

〈慰安婦問題についての日本の取組〉

(日韓間の慰安婦問題については、52ページ3(2)(ウ)参照)

慰安婦問題を含め、先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランスなど45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約などに従って誠実に対応してきており、これらの条約などの当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的に解決済みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(略称:「アジア女性基金」)が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給などを行う財団法人「アジア女性基金」の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285人(フィリピン211人、韓国61人、台湾13人)に対し、国民の募金を原資とする「償い金」(一人当たり200万円)が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン)を支給した(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおい

て、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々
の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣、小淵恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、日本としては、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわらず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のとおりである。

●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。

●「性奴隷」

「性奴隷」という表現は、事実に反するので使用すべきでない。この点は、2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けがない数字である。慰安婦の総数については、1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述

べられているとおり、発見された資料には慰安婦の総数を示すものではなく、また、これを推認させるに足りる資料もないので、慰安婦の総数を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた真摯な取組や日本政府の立場について、国際的な場において明確に説明する取組を続けている。具体的には、日本政府は、国連の場において、2016年2月の女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査、2021年9月提出の同条約実施状況第9回政府報告を始めとする累次の機会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、米国、カナダ、オーストラリア、中国、ドイツ、フィリピン、香港、台湾などでも慰安婦像⁷の設置などの動きがある。このような動きは日本政府の立場と相容れない、極めて残念なものである。2017年2月、日本政府は、米国・ロサンゼルス郊外のグレンデール市に設置されている慰安婦像に係る米国連邦最高裁判所における訴訟において、日本政府の意見書を同裁判所に提出した。日本政府としては、引き続き、様々な関係者にアプローチし、日本の立場について説明する取組を続けていく。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



2 中国・モンゴルなど

(1) 中国

ア 中国情勢

(ア) 内政

3月に開催された第13期全国人民代表大会（「全人代」）第4回会議は、「第14次5カ年計画と2035年までの長期目標」を採択するとともに、香港の選挙制度を変更する決定を行っ

7 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

た。7月1日には、中国共産党創立百周年祝賀大会が開催され、^{しゅうきんべい}習近平総書記が党創立百周年の目標とされていた「小康社会（ややゆとりのある社会）」の全面的実現を宣言した。

11月8日から12日にかけて開催された中国共産党第19期中央委員会第六回全体会議（「六中全会」）は、「党の百年奮闘の重要な成果と歴史的経験に関する中共中央の決議」を採択するとともに、第20回党大会を2022年の下半期に北京で開催することを決定した。中国共産党が歴史に関する決議を採択したのは、1945年、1981年に続き3回目である。

^{しんきょう}新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況について、国際社会の関心は引き続き高く、2020年に続いて2021年も6月の国連人権理事会と10月の国連総会第3委員会において、新疆ウイグル自治区の人権状況に深刻な懸念を示す共同ステートメントが読み上げられ、日本はいずれのステートメントにもアジアから唯一の参加国として参加した（201ページ 特集「日本の人権外交の取組」2. (2) 参照）。また、日本として、2021年10月の首脳電話会談で、岸田総理大臣より、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況についても直接提起し、林外務大臣からも、11月の外相電話会談で^{おうき}王毅国務委員兼外交部長に対し深刻な懸念を表明した。

2022年2月から3月にかけて、北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、米国が、開催に先立つ2021年12月、中国における人権侵害に鑑みて、外交的又は公式の代表団を送らないと発表し、オーストラリア、英国、カナダなども同様の立場を表明する中、日本は、山下泰裕日本オリンピック委員会

会長及び橋本聖子東京2020組織委員会会長がオリンピックに、また森和之日本パラリンピック委員会会長がパラリンピックに出席し、政府代表団は派遣しなかった。

香港においては、全人代における選挙制度変更の決定を受け、全人代常務委員会が3月30日に行政長官及び立法会の選挙制度を変更する香港基本法改正案を採択し、同改正法に基づき9月に予定されていた第7期立法会選挙は延期を経て12月19日に実施された。選挙制度変更に関わるこれらの動向に対しては、3月のG7外相声明⁸、5月のG7外務・開発大臣会合コミュニケ⁹、6月のG7首脳コミュニケ¹⁰及び12月のG7外相声明¹¹において、それぞれ重大な懸念が表明されたほか、6月の国連人権理事会において読み上げられた共同ステートメントでは香港情勢についての深い懸念を表し、日本も同ステートメントに参加した。また、日本として、全人代及び全人代常務委員会の決定、並びに立法会選挙の実施に際し、外務報道官談話を発出し、香港において関連の選挙が幅広い政治的意見を代表する候補者を含む公正な形で実施されることを求めるとともに、重大な懸念を表明した。

(イ) 経済

2021年通年の実質GDP成長率は前年比8.1%増となり、同年の目標値である前年比6%以上を達成した。

2021年上半期の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大の影響を受けた2020年からの反動もあり、前年同期比12.7%増と大きく経済の回復が進んだ。一方、2021年下半期

8 香港の選挙制度の変更に関するG7外相声明：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000504.html

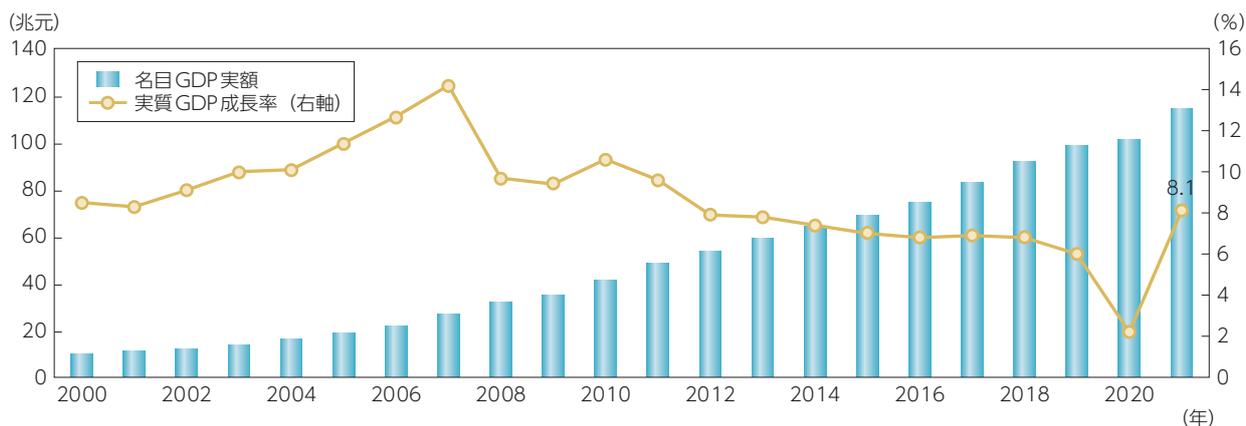
9 G7外務・開発大臣会合コミュニケ：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100187048.pdf>

10 G7カーブスベイ首脳コミュニケ：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100200083.pdf>

11 香港立法会選挙に関するG7外相声明：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000683.html



中国のGDPの推移



出典：中国国家統計局

に入ると、石炭などの原材料価格の上昇や半導体不足、一部地域での洪水、「ゼロコロナ」政策に加え、中国各地での電力制限や不動産市場の混乱など、成長の下押し圧力に直面し、上半期と比較して経済成長は減速した。

3月に開催された第13期全人代では、2016年から2020年までの第13次五カ年計画の主要目標・任務は成功裡に達成したとするとともに、「2021年から2025年までの第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標」が採択され、その後発表された。第14次五カ年計画では、科学技術での「自立」、「自強」、製造強国戦略の実施、国内・国際の双循環政策の促進、経済安全保障強化などが強調された。経済成長率目標は、毎年度の実際状況に応じて打ち出すとし、提示されなかった。また、2035年までの長期目標として、一人当たりGDPを「中等先進国」水準までに引き上げること、共同富裕の実質的進展などが提示された。

対外経済政策については、引き続き対外開放を継続していく方針を示した。9月にTPP11協定への加入を正式に申請したほか、11月には第4回中国国際輸入博覧会を開催した。また、日本や中国を含む10か国について地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が2022年1月1日に発効した。

12月に開催された中央経済工作会議では、2021年は党・国家の歴史において画期的な1年であり第一の100年の目標（共産党結党100周年の2021年までに小康社会を全面的に

完成させること）を実現し、第二の100年の目標（建国100周年の2049年までに社会主義現代化強国の全面的な完成）に向かって新たにスタートし、第14次五カ年計画の良好なスタートを実現したと示した。一方で、中国の経済発展は需要の収縮、供給ショック、期待の弱さの三重の圧力に直面しているとした。2022年の経済政策の重点任務として、(1)マクロ政策は安定的で有効に、(2)ミクロ政策は市场主体（企業）の活力を持続的に刺激、(3)構造政策は国民経済の循環の円滑化に注力、(4)科学技術政策は着実に推進、(5)改革開放政策は発展の原動力を活性化、(6)地域政策は発展のバランス・協調性を強化、(7)社会政策は民生のボトムラインを守り抜くことを掲げた。これに加え、中国の発展は多くの新しい理論と実践問題に直面しており、正確な認識と把握が必要であると、共同富裕を実現するための戦略目標や資本の管理監督の強化、環境政策などにも言及した。

安定的に党・政権を運営するためには、一定の経済成長を確保しつつ国内外の各種課題に対応する必要があり、今後の経済財政政策の動向が注目される。

(ウ) 新型コロナへの対応

中国から世界に感染が拡大した新型コロナについて、中国では2020年1月20日の習近平国家主席による重要指示を皮切りに、党中央のトップダウンの下、感染拡大の元となった湖北省武漢市及び省内全市のロックダウンが約2か

月半にわたり行われるなど、厳格な感染防止措置が講じられた。感染拡大初期は「内防拡散、外防輸出（国内の拡散防止、国外への流出防止）」措置が全面的に実施されたが、感染の抑制が進むに従い「外防輸入、内防反弹（国外からの流入防止、国内でのリバウンド防止）」措置への方針転換が行われ、国内の市中感染が落ち着いた後も一貫して厳格な水際措置が講じられてきている。

感染防止措置の一環として、中国は、国内でのワクチン開発・生産を強力に推進し、全国民を対象に順次ワクチン接種を開始した。2021年12月29日の衛生当局による記者会見において、国内の接種率は89%に達したと発表した。

2021年後半以降、デルタ変異株の拡大を背景に局地的な市中感染が他地域へ拡大する例が散見したが、当局は医療機関からの診断報告や感染者の行動履歴などを基に感染源や濃厚接触者を迅速に特定するとともに、感染地区の移動制限、住民の集団PCR検査、集団隔離などの厳格な措置を講じ、比較的短期間で感染拡大を抑え込んできた。このような方針に関して、衛生当局は12月の記者会見において、市中感染の迅速な抑制に重点を置き、社会経済の発展と感染症対策のバランスを最大限考慮した現段階における中国の最良の選択であると説明している。

（エ） 外交

新型コロナの発生以降、2020年1月の習近平国家主席のマンマー訪問を最後に、中国要人の外国訪問は、楊潔篪^{ようけつち}中国共産党中央政治局委員と王毅^{わうぎ}国務委員兼外交部長によるものに限られた。また、2021年に中国を訪問した各国要人の外交活動は、2022年2月の北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の開幕前に至るまで、いずれも北京以外の地方都市で行われた。習近平国家主席は電話会談やオンライン会談などを通じた「元首外交」を展開し、米国、ロシア、欧州との関係の安定、周辺諸国と

の善隣友好、途上国との互惠協力を模索した。こうした中、中国と様々なレベルで緊張関係にある米国や欧州各国とも対話を重ねてきている。

2019年末以降、新型コロナが中国から世界に拡大する中、中国は、国産ワクチンの開発と生産を強力に推進するとともに、2021年6月には「一帯一路」ワクチン協力パートナーシップを提唱し、国際場裡における中国製ワクチンの展開を推進した。また、COVAXファシリティを通じたワクチン支援も進めており、8月5日に中国の主催で開催された新型コロナワクチン協力国際フォーラムにおいては、習近平国家主席が、2021年1年間で全世界に向けて20億回分のワクチン提供を目指すとともに、COVAXファシリティに1億ドルを拠出することを決定したことを表明した。

米中間では、前年に引き続き様々な分野で厳しい対峙が見られると同時に、対話も維持された。就任後初の外交演説でバイデン大統領は、中国を「最も深刻な競争相手」と述べ、3月に発表された「国家安全保障戦略指針（暫定版）」では、中国を安定的で開かれた国際システムに対して持続的に挑戦し得る唯一の競争相手と位置付けた。中国は、2月の米中首脳電話会談後の発表で、「米中は和すれば共に栄え、争えば共に傷つく関係であり、協力は双方の唯一かつ正しい選択肢」であると述べた上で、「米国は中国の核心的利益を尊重し、慎重に行動すべき」と述べた。

米国は中国に対して、引き続き安全保障や人権上の懸念などを理由に、輸出入制限や投資規制を強化した。10月には、2020年1月にトランプ政権下で両国が署名した、いわゆる「第一段階合意」¹²の履行確保や、中国の不公正な貿易慣行の是正など、バイデン政権における対中通商政策を発表した。また、人権関連では、1月、ポンペオ国務長官は、中国当局がウイグル族などに対して、「ジェノサイド（集団虐殺）」を行ってきたと判断したと表明し、さらに新疆ウイグル自治区の人権状況を理由に、同自治区

12 中国が米国産品の輸入拡大や知的財産権保護などを約束。また、米中双方が追加関税措置の一部見送りや引下げ（ただし、大部分は据え置き）で合意

からの綿やトマト、太陽光パネル関連製品などの輸入留保措置を講じた。12月には、同自治区内で生産された製品などについて、原則として米国への輸入禁止の対象とみなす「ウイグル強制労働防止法」を成立させた。加えて米国は、香港の自治や新疆ウイグル自治区における人権の侵害を理由に、中国政府高官に対する資産凍結や米国への渡航禁止を発表し、これに対し中国は、6月に制定した「反外国制裁法」に基づき、同等の対抗措置を講じた。

一方、米中間では首脳間を始めとする対話のチャンネルが維持された。バイデン大統領と習近平国家主席との間では、2月と9月に電話会談が、11月にはオンライン形式の会談が行われた。3時間半に及んだオンライン会談では、米中関係の複雑な性質と、両国が責任を持って競争を管理する重要性、両国の利益が合致する分野と、両国の利益、価値及び立場が相違する分野について議論が行われた。会談後、米国側は、バイデン大統領から、競争が紛争に発展しないことを確保し、連絡経路をオープンにするためのガードレールの必要性を述べたと発表した。首脳間のやりとりのほかに、3月にアラスカで、米国側からサリバン大統領補佐官とプリンケン国務長官が、中国側から楊潔篭中央政治局委員と王毅国務委員兼外交部長が出席する形で会談が実施され、7月にはシャーマン国務副長官が訪中した。10月にはサリバン大統領補佐官と楊潔篭中央政治局委員がスイスのチューリヒで会談を行ったのに続き、プリンケン国務長官と王毅国務委員兼外交部長がローマで会談を行った。

また、バイデン政権は、気候変動などの分野では、4月にジョン・ケリー気候変動問題担当大統領特使が訪中して、解振華^{かいしんか}中国気候変動問題特使らと協議し、米中両国は気候危機に対応するとの共同声明を発表した。ケリー特使は9月にも再訪中し、気候変動対応について中国側と協議を行った。また、英国グラスゴーで開かれた国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第26回締約国会議（COP26）期間中の11月10日、米中両国は、2020年代の重要な10年におい

て、各々の加速化された行動を通じて、またUNFCCCプロセスを含む多国間プロセスにおける協力を通じて気候危機に取り組むことにコミットする米中共同宣言を発表し、主要な温室効果ガスの一つであるメタンガス削減に向けた取組などでの協力強化などを盛り込んだ。

米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体の関心事であり、引き続き今後の動向が注目される。

（オ）軍事・安保

習近平国家主席は、第19回党大会（2017年）で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊にすると述べた。また、2020年10月に発表された第19期党中央委員会第5回全体会議（「五中全会」）コミュニケでは、「2027年の建軍100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新たな目標が示された。

中国の国防費は過去30年間で約42倍に増加しているが、予算の内訳、増額の意図については十分明らかにされていない。こうした中、中国は「軍民融合発展戦略」の下、核・ミサイル戦力や海・空軍戦力を中心として、軍事力を広範かつ急速に強化・近代化し、宇宙・サイバー・電磁波やAI、無人機といった新たな領域における優勢の確保も重視しており、「機械化・情報化・智能化による軍の近代化」を推進している。中国による不透明な軍事力の拡大は、東シナ海・南シナ海における一方的な現状変更の試み及び軍事活動の拡大・活発化と相まって、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっている。2021年は、推定中国籍の潜水艦の接続水域内航行、日本を周回する中露艦艇による共同巡航、屋久島南での中国海軍観測艦による日本の領海内航行などの動きが確認された。

また、中国は、国連平和維持活動（PKO）のほか、各種人道支援、災害救援活動などにおいて、継続的に積極的な姿勢をとっている。

近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っている。疑念を払拭するためにも、中国が国防

政策や軍事力の透明性を高めていくことが強く望まれる。日本としては、日中安保対話などの対話や交流、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムなどの意思疎通の枠組みを通じて、日中間の相互信頼関係を増進させながら、関係国と連携しつつ、透明性の向上について働きかけるとともに、日本を含む国際社会の懸念を払拭していくよう、強く促していく考えである。

1 日中関係

(ア) 二国間関係一般

日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。また、中国は、世界第2位の経済大国となり、様々な面で、その行動の国際社会への影響は増している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に答えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。中国に対して、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を双方の努力で構築していくことが重要である。

2021年は、前年に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。

4月5日、茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われた。両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認し、2022年の日中国交正常化50周年に向けて幅広い分野で交流・対話が進むことへの期待を表明した。また、茂木外務大臣から、改めて中国海警船による尖閣領海への侵入、中国海警法、南シナ海情勢、香港情勢及び新疆ウイグ

ル自治区の人権状況について深刻な懸念を伝達し、具体的な行動を強く求め、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて求めた。

10月4日に岸田総理大臣が就任し、同月8日には日中首脳電話会談が行われた。岸田総理大臣からは、両国間の様々な懸案を率直に提起した上で、こうした問題を含め、今後対話を重ねていきたいと伝え、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致した。また、岸田総理大臣は、日中国交正常化50周年である2022年を契機に、上記のような考え方にに基づき、建設的かつ安定的な関係を共に構築していかなければならないと述べた。習近平主席からは、そうした考え方に対する賛意と共に日中関係を発展させていくことへの意欲が示された。両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。さらに、岸田総理大臣から、拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

11月に林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、同月18日に王毅国務委員兼外交部長と電話会談を行った。林外務大臣から、2022年は日中国交正常化50周年であると言及しつつ、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築を含め、10月8日に行われた日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、王毅国務委員兼外交部長と共に努力していきたいと述べ、王毅国務委員兼外交部長から賛意の表明があった。また、林外務大臣から、尖閣諸島をめぐる情勢や東シナ海、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明するとともに、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。さらに、林外務大臣から、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を強く求めた。その上で、こうした問題を含め、今後対話や協議を重ねていきたいと伝えた。両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、2022年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。また、両外相は、気候変動問題や北朝鮮を含む国

際情勢についても意見交換を行った。北朝鮮への対応については、林外務大臣から拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両外相は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

このほか、外交当局間では、新型コロナ下でも、6月の日中開発協力政策局長級協議、8月の船越アジア大洋州局長と劉勁松^{リゅうけいしゅう} 外交部アジア司长とのテレビ会議、11月の日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）など、日中間の意見交換が継続された。2月及び12月には、日中高級事務レベル海洋協議が開催され、東シナ海などに関する様々な問題について率直な意見交換を行った。

また、12月27日の岸信夫防衛大臣と魏鳳和^{ぎほうわ} 国務委員兼国防部長とのテレビ会談など、外交当局間以外の日中間協議も継続して行われた。

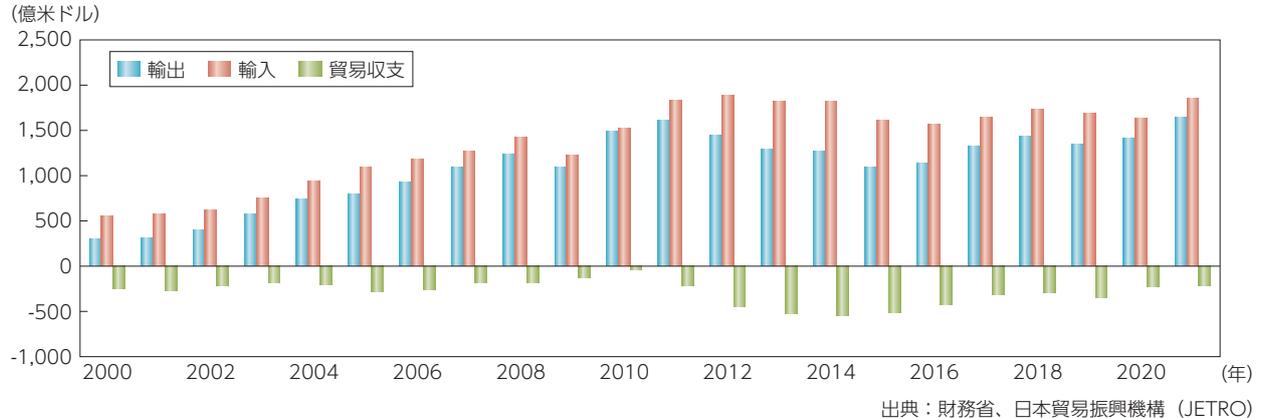
2022年2月21日、北京市内において、在中国日本大使館員が、その意に反して中国側当局により一時拘束されるという事案が発生し

た。本件は、外交関係に関するウィーン条約の明白な違反であり、到底看過できず、断じて受け入れられないことから、中国側に対し厳重な抗議を行うとともに、謝罪と再発防止を強く求めている。

(イ) 日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常に緊密である。世界的な新型コロナの感染拡大は2020年来の日中経済に大きな影響を与え、引き続き日中間のビジネス関係者の往来も大きく制約されている。しかし、こうした中でも、2021年の日中間の経済活動は前年よりも大きな回復を見せ、同年の貿易総額（香港を除く。）は、約3,500億米ドルであり（前年比14.8%増）、中国は、日本にとって15年連続で最大の貿易相手国となった。また、日本の対中直接投資は、中国側統計によると、2020年は約33億7,400万米ドル（前年比9.3%減（投資

日中貿易額の推移



日本の対中直接投資



額公表値を基に推計)、2021年の数値は未公表(2022年3月末時点)と、中国にとって国として第3位(第1位はシンガポール、第2位は韓国、第4位はオランダ、第5位は米国)の規模となっている。

新型コロナの感染拡大の影響でハイレベルを含む往来が制限される中でも、日中間の経済対話は引き続き行われた。10月に行われた日中首脳電話会談では、両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。11月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認した。また、同月には第15回日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)が前年に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・ヘルスケアなどを含む両国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裡における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保などについて改めて提起したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、2022年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。

そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に第7回日中企業家及び元政府高官対話(日中CEO等サミット)がオンライン形式で開催された。

(ウ) 両国民間の相互理解の増進

〈日中間の人的交流の現状〉

中国との間では2020年11月30日から「ビズネストラック(ビジネスでの短期出張者を念頭に置いた措置)」、「レジデンストラック(長期滞在者などの往来を可能とする措置)」の運用が段階的に開始されたが、2021年1月14日、日本政府は全ての対象国・地域との運用を

停止し、以来両トラックによる外国人の新規入国は認められていない。また、日本政府は新たな変異株に対する水際措置強化を同年11月30日から適用しており、その後2022年3月1日に一部緩和されたものの、いまだ人的往来の全面的な再開には至っていない。

中国からの訪日者数は、新型コロナの影響により前年に引き続き大幅に落ち込み、2021年は約4万2,000人(2022年3月末時点、日本政府観光局(JNTO)暫定値)と、訪日者数として過去最高を記録した2019年(約959万人、同確定値)比で99.6%減と、依然として低水準である。

〈日中青少年などの交流〉

2021年は、前年に続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」などにより、両国の学生・研究者の相互理解及び対日理解促進を目的とするオンライン交流を開催するなど、新たな交流の在り方を模索しつつ日中間の青少年交流を継続した。



「JENESYS2020」第2回日中大學生オンライン交流
「私の理想の働き方」をテーマに日中の大學生40人が参加(10月28日)

(エ) 個別の懸案事項

〈東シナ海情勢〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。日本

が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され尖閣諸島に対する注目が集まった1970年代に至るまで、中国は、日本による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱えてこなかった。中国側は、それまで異議を唱えてこなかったことについて、何ら説明を行っていない。その後、2008年に、中国公船が尖閣諸島周辺の日本領海内に初めて侵入した¹³。

尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の回数は2021年の1年間で34回に上った（2020年の領海侵入回数は24回、2019年は32回）。2020年5月以降、中国海警船が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において日本漁船に接近しようとする動きが発生、継続している。2020年10月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる57時間以上となった。また、2021年の接続水域内での年間航行日数が332日を記録したほか、同年2月から7月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の157日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反であり、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施してきており、引き続き、日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

また、2020年6月、人民武装警察の権限や任務を規定する「中国人民武装警察法」が改正され、同法において、「海上権益擁護法執行」が武装警察の任務として明記された。2021年2月には中国海警局の海上権益擁護のための法執行の任務などを規定する「中国海警法」が施行されるなど、中国の海上権益擁護のための法整備が進んでいる。特に、中国海警法については、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際

法との整合性の観点から問題がある規定が含まれており、この海警法によって、日本を含む関係国の正当な権益を損なうことがあってはならないと考えており、こうした日本の深刻な懸念については中国側に対し伝えてきている。中国の法整備に係る動向については、引き続き高い関心をもって注視していく。

さらに、中国軍の艦艇・航空機による日本周辺海空域での活動も活発化している。2021年は、奄美大島東側接続水域における推定中国籍の潜水艦の航行、日本を周回する形での中露艦艇による共同巡航や、東シナ海から日本海などにおける中露共同飛行、屋久島南方での中国海軍観測艦による日本の領海内航行などの動きが確認された。また、航空機の活動についても引き続き活発であり、2012年秋以降、航空自衛隊による中国軍機に対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本としては外交ルートを通じ提起してきている。

加えて、東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の中国側で、2013年6月から2016年5月にかけて新たに12基、それ以前から確認してきたものを含めると合計16基の構造物を確認している。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を把握するたびに、中国側に対して、一方的な開発行為を中止するとともに、東シナ海資源開発に関する日中間の協力についての「2008年合意」¹⁴の実施に関する交渉再開に早期に応じるよう強く求めてきている。なお、2019年6月に行われた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談においては、両首脳は資源開発に関する「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現することで一致している。

13 尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>

14 2008年合意についての外務省のホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html





日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物（写真提供：防衛省）
詳細は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html参照



また、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行っている。

日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、関係部局間の対話・交流の取組を進めている。2018年5月の李克強^{りくごくきやう} 国務院総理訪日時に妥結し、同年6月に運用開始した日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、最終調整段階にある「日中防衛当局間のホットライン」の早期開設に向けて調整を引き続き進めていく考えである。さらに、2018年10月の安倍総理大臣訪中時に署名された日中海上捜索・救助（SAR）協定により海上捜索救助分野における日中協力に関する法的枠組みが構築され、これまで以上に円滑かつ効率的な捜索救助活動が可能となることが期待される。

日中首脳会談を含む累次の機会に日本側から述べているように、東シナ海の安定なくして日中関係の真の改善はない。日中高級事務レベル海洋協議や他の関係部局間の協議を通じ、両国の関係者が直接、率直に意見交換を行うことは、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有意義である。日本政府としては、個別の懸案に係る日本の立場をしっかりと主張すると同時に、一つ一つ対話を積み重ね、引き続き意思疎通を強化していく。

やまとたい 〈大和堆〉

日本海大和堆周辺水域において、中国漁船による違法操業が数多く確認されたことから、中国に対して、日本側の懸念や漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう繰り返し強く申入れを行った。また、4月の日中外相電話会談の場でも、茂木外務大臣から王毅国務委員兼外交部長に強く要請した。

〈日本産食品輸入規制問題〉

中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、2020年11月に日中外相間で立ち上げることで一致した「日中農水産物貿易協力メカニズム」での協議を継続しているほか、2021年4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相会談や、同年11月の林外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相電話会談など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して早期撤廃を強く働きかけている。

〈邦人拘束事案〉

邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、これまで5名が起訴前に解放され、3名が刑期を満了し帰国している。12月には上海市で邦人1名が新たに中国当局に拘束された。政府としては、あらゆるレベル・機会を通じ

て、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取扱いを中国政府に対して強く求めてきているほか、邦人保護の観点から、領事面会やご家族との連絡など、できる限りの支援を行っている。

〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理事業に着実に取り組んできている。2021年は、新型コロナの影響を受ける中、吉林省敦化市ハルバ嶺地区での廃棄処理や、中国各地における遺棄化学兵器の砲弾輸送などの事業を実施した（12月現在の遺棄化学兵器廃棄数は累計約5万8,000発）。

(2) 台湾

ア 内政・経済

5月、台湾において新型コロナの市中感染が一時拡大し、ワクチン不足問題も背景に蔡英文政権への世論の批判が強まった。しかしながら、6月以降の日本や米国などからのワクチン支援のほか、台湾自らがワクチンを十分に確保する体制が整い、厳しい水際措置や集会・外食制限などの措置が功を奏した結果、11月以降、新型コロナの感染者数はほぼゼロの低いレベルに抑えられた。

9月、野党・国民党の主席選挙が実施され、現職の江啓臣氏が敗北し、朱立倫氏が党主席に就任した。12月に行われた「成長促進剤のラクトパミンを使用した豚肉輸入禁止」など4案に関する公民投票は、全ての提案の否決を呼びかける与党・民進党と可決を呼びかける野党・国民党が全面対決したが、いずれも反対票が賛成票を上回り、4案全てが否決される結果となった。

2021年の台湾経済は、特に上半期の電子製品、情報通信などに対する海外からの高い需要を背景に比較的好調が続き、年間実質GDP成長率予測は、プラス5.88%となった。9月には、TPP11協定への加入を正式に申請した。

イ 两岸関係・対外関係

10月9日の辛亥革命110周年記念大会において習近平国家主席は、两岸の平和的統一を目指す方針を表明しつつ、外部からの干渉を容認せず、主権と領土を守る中国の意思と能力を過小評価してはならないと強調した。これに対して翌10日に、蔡英文総統は、自主防衛努力を含め、两岸関係の「現状維持」に最大限努力していく姿勢を強調した。

近年、中国が軍事力の強化を急速に進める中、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に変化している。中国は、台湾周辺での軍事活動を活発化させており、例えば、台湾国防部発表によれば、10月1日から4日の4日間にかけて延べ149機の中国軍機が台湾が定める防空識別圏に進入した。特に、10月4日の延べ56機は、2020年9月に台湾当局が中国軍機の動向を継続的に公表開始して以降、最多となった。

こうした中、2021年3月の日米「2+2」において台湾に言及したのを始め、同年には、日米首脳会談（4月）、G7外務・開発大臣会合（5月）、日EU定期首脳協議（5月）、日豪「2+2」（6月）、G7サミット（6月）、2022年に入ってから、日豪首脳テレビ会談（1月）、日米「2+2」（1月）、日仏「2+2」（1月）、日米首脳テレビ会談（1月）、日米韓外相共同声明（2月）において、台湾海峡の平和と安定の重要性と两岸問題の平和的な解決を促すことについて一致してきている。また、10月には欧州議会がEU・台湾政治関係と協力に関する報告書を採択し、呉釗燮台湾外交部長や台湾経済ミッションがスロバキア、チェコなど欧州を歴訪、11月に欧州議会代表団が公式代表団として台湾を初訪問するなど、欧州・台湾関係が強化される動きも見られた。

一方、11月、中国政府は、台湾の行政院長、立法院長、外交部長を「頑固な台湾独立分子」として、中国への入国禁止などの制裁措置をとることを発表した。また、同月、リトアニアに「台湾代表処」が開設されると、中国はリトアニアとの外交関係を臨時代理大使級に格下げし

た。12月、ニカラグアは、台湾との断交を発表し、訪中していた代表団が中国との外交関係回復に係る共同コミュニケに署名した。この結果、台湾が外交関係を有する国は14か国となった（2016年の蔡政権発足後、8か国が台湾と断交）。

台湾は、2009年から2016年には世界保健機関（WHO）総会にオブザーバー参加していたが、2017年以降は参加できていない。日本は、従来、国際保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではないと一貫して主張してきた。特に今回の新型コロナのような、全世界に甚大な影響を与える感染症については、台湾のように、コロナ対策で実効的な措置をとり、成果を上げた地域を含め、世界各国・地域の情報や知見が、自由・透明・迅速な形で、広く共有されることが重要であると考えており、こうした観点から台湾のWHO総会へのオブザーバー参加を一貫して支持している。

日台関係

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。日本と台湾との関係は、1972年の日中共同声明に従い、非政府間の実務関係として維持されている。日台双方の市民感情は総じて良好であり、公益財団法人日本台湾交流協会の調査（2019年2月実施）によれば、「日本に親しみを感じる（どちらかという親しみを感じる）」と台湾住民の70%が回答し、台北駐日経済文化代表処の調査（2021年11月実施）によれば、「台湾に親しみを感じる（どちらかという親しみを感じる）」と日本人の75%が回答したとの結果も出ている。

6月、日本は海外へのワクチン支援の第一弾として、台湾に対して124万回分のワクチン無償供与を実施（9月までに累計420万回分を供与）し、台湾側からは蔡英文総統、頼清徳副総統、蘇貞昌行政院長らから、日本への謝意

が繰り返し表明された（8ページ 巻頭特集囲みコラム参照）。同年9月には、台湾から日本に対しパルスオキシメーター及び酸素濃縮装置などの医療機材が寄贈された。

東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制については、2022年2月21日、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入停止措置の緩和実施が発表された。日本側としては、台湾の残された輸入規制が、科学的根拠に基づいて早期に撤廃されるよう、引き続き台湾側に粘り強く働きかけていく。

(3) モンゴル

ア 内政

1月、新型コロナ対応に当たる現場当局に不手際があったこと責任を取るとして、フレルスフ内閣が総辞職した。これを受けて、オヨーンエルデネ内閣官房長官が新首相に就任し、新内閣が発足した。同首相は、前政権の路線を基本的に継続・踏襲すると発表し、政権運営を開始した。

6月、2020年の憲法改正後初の大統領選挙（直接選挙）が行われ、与党人民党の推薦を受けたフレルスフ前首相が70%近い得票率で圧勝し、大統領に就任した（任期6年、再選なし）。人民党出身の大統領誕生は12年ぶりとなった。

新型コロナの感染状況については、3月以降、1日当たり新規感染者数が急速に拡大し、9月には過去最高の3,963人を記録したものの、その後は徐々に減少している。オヨーンエルデネ内閣は前政権に引き続き、大規模な緊急経済対策を実施した。また、2月から国民へのワクチン接種を開始し、12月現在、全人口のうち92%が2回目の接種を完了しており、ブースター接種も開始した。なお、5月にモンゴル政府がファイザー製ワクチンを調達した際、日本政府は国連児童基金（UNICEF）を通じ、235万回分の同社製ワクチンの調達・供給を支援した。

一方、新型コロナ下でも経済活動が徐々に回復し、石炭や銅などの輸出が増加したことなどに伴い、2021年の政府経済統計では、前年比

で輸出22.1%増、輸入29.2%増を記録した。また、12月の統計では、税収8.5%減、工業生産44.6%増を記録した。

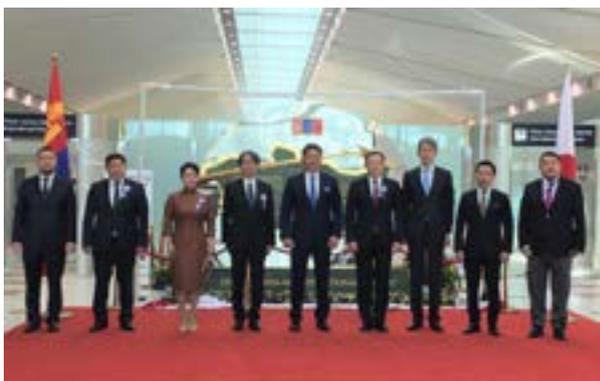
1 日・モンゴル関係

日本とモンゴルとの間では新型コロナによる往来の制限が続く中でも、普遍的価値を共有する地域の重要なパートナーとして「戦略的パートナーシップ」強化に向けた対話や協力が着実に実施された1年となった。

7月には、日本政府からの円借款によって建設され、三菱商事株式会社、成田国際空港株式会社、日本空港ビルデング株式会社、株式会社JALUXから構成される日本企業連合がモンゴル国営企業と共に設立した空港運営会社により運営されるチンギス・ハーン国際空港が開港した。開港式には、フレルスフ大統領、ハルタル道路・運輸開発相、バトツェツェグ外相などが出席し、菅総理大臣からの祝賀メッセージも披露された。同空港は、日本とモンゴルとの協力の新たな象徴となるものである。



日・モンゴル首脳会談（7月22日、東京）



チンギス・ハーン国際空港の開港式典（7月4日、モンゴル・ウランバートル）

また、同月には、オヨーンエルデネ首相が就任後初の外遊として訪日し、菅総理大臣との間で首脳会談が行われた。両首脳は、2022年の両国外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」とすること、また、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくことで一致した。加えて、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、地域・国際場裡での協力・連携を一層進めていくことで一致した。また、同首相は訪日中、2020年東京オリンピック競技大会の開会式に出席した。

12月、林外務大臣とバトツェツェグ外相との間でテレビ会談が行われ、2022年の日本・モンゴル外交関係樹立50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするとともに、これまでの50年を振り返り、次の50年に向けての礎、絆をつくる年とする^{きずな}ことで一致した。

3 朝鮮半島

(1) 北朝鮮（拉致問題含む）

日本は、2002年9月の日朝平壤^{ピョンヤン}宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、引き続き様々な取組を進めている。北朝鮮は、2021年には、日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下したものを含め、3回の弾道ミサイルの発射を行ったほか、9月には弾道ミサイル技術を用いて「極超音速ミサイル『火星8』」の発射を行うとともに、「新型長距離巡航ミサイル」を発射した旨発表した。2022年に入ってから北朝鮮は極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返しており、2月27日及び3月5日には、その最大射程ではなかったものの、大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルを発射した。さらに、同月24日には、新型とみられるICBM級弾道ミサイルを発射し、同ミサイルは日本本土から約150キロメートルのEEZ内に落下したものと推定される。このような事態を更に悪化させる弾道ミサイル発射を含め、一連の北朝鮮の行動は、日本、地域及び国際社

会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。日本としては、引き続き、米国や韓国と緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の非核化を目指していく。拉致問題については、北朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議における合意（ストックホルム合意）¹⁵の履行を求めつつ、引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

ア 北朝鮮の核・ミサイル問題

(ア) 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる最近の動向

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

2021年1月5日から12日まで、朝鮮労働党第8回大会が開催された。同大会において金正恩キムジョンウン国務委員長は、侵略戦争の危険が続く限り、防衛力は不断に強化されなければならないと述べるとともに、核兵器の小型化・軽量化・多弾頭化、原子力潜水艦、極超音速兵器、軍事偵察衛星の開発・保有などについて言及したと報じられた。また、2021年10月11日に平壤で開催した国防発展展覧会「自衛2021」では、最近5年間で開発・生産されたとされる各種武器・戦闘技術機材などが展示された。同展覧会では、2020年10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式や2021年1月の朝鮮労働党第8回大会記念閲兵式で登場した新型のICBM、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性があるものなども展示される様子が報じられた。

北朝鮮は、2021年3月25日に「新型戦術誘導弾」と称する弾道ミサイルを発射したのに続き、9月11日及び12日には「新型長距離巡航ミサイル」と称するミサイルを発射したことを発表した。同月15日には「鉄道機動ミサイ

ル連隊」による訓練として、短距離弾道ミサイルを、また、28日には「極超音速ミサイル『火星8』」と称する弾道ミサイル技術を使用したものを、さらに、10月19日には、「新型潜水艦発射弾道弾」と称する弾道ミサイル^{しよ}を発射した。この中には、変則軌道で飛翔するといった特徴を有するものが含まれているほか、9月15日の短距離弾道ミサイルは、日本のEEZ内に落下した。

2022年に入ってから、北朝鮮は極めて高い頻度で、また、新たな態様での発射を繰り返している。1月5日及び11日には「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルを発射し、11日には金正恩国務委員長の立ち会いが報じられた。また、同月14日には「平安北道鉄道機動ミサイル連隊の検閲射撃訓練」として弾道ミサイルを、同月17日及び27日に「戦術誘導弾」と称する弾道ミサイルを相次いで発射するとともに、同月25日には「長距離巡航ミサイル」を発射したことを発表した。同月30日には、中距離弾道ミサイル（IRBM）級弾道ミサイル「火星12」とみられるミサイルを、2月27日及び3月5日には、「偵察衛星」開発のための重要試験と称して大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルを発射した。これらについては、ICBM級弾道ミサイルの最大射程ではなかったが（いずれも飛距離300キロメートル程度）、最大射程での発射を行う前に、何らかの機能の検証を行うことを目的として行われた可能性があると考えられる。

さらに、弾道ミサイルが正常に飛翔しなかったと推定される3月16日の発射からおよそ1週間後の24日には、新型とみられるICBM級弾道ミサイルを発射し、その飛翔距離は約1,100キロメートル、最高高度は6,000キロメートルを超えて北海道の渡島半島おしまの西方約150キロメートルの日本のEEZ内に落下したものと推定される。この発射に際して、北朝鮮側は同ミサイルを「火星17」と称し、発射実験の全過程を直接指導した金正恩国務委員長

¹⁵ 2014年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した。

は、今回発射されたミサイルの武器体系は「強力かつ威力ある核戦争抑止力としての使命と義務を遂行することになる」として、北朝鮮は「強大な軍事技術力を備えて米帝国主義との長期的対決を徹底的に準備していきましょう」と述べたと報じられた。

なお、これに先立つ1月19日には、金正恩國務委員長の司会の下で開催された朝鮮労働党第8期第6回政治局会議において、「今後の対米対応方向」が討議され、同会議は、「米国の敵視政策と軍事的脅威がもはや黙過することのできない危険ラインに至った」と評価した上で、「暫定的に中止していた全ての活動を再稼働する問題を迅速に検討してみることにする指示を当該部門に任務配分した」と報じられていた。

また、北朝鮮の核活動について、2021年8月の国際原子力機関（IAEA）事務局長報告は、北朝鮮の核施設が稼働している新たな兆候があると指摘した。

（イ）日本の取組及び国際社会との連携

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、日本のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であり、全く受け入れられない。北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、これらの点を、各国首脳・外相との会談などにおいて確認してきている。

日米韓3か国の連携は北朝鮮への対応を超えて地域の平和と安定にとっても不可欠であるとの認識の下、3か国の間では、首脳会合、外相会合、次官協議、そして六者会合首席代表者会合の開催を通じ、重層的に協力を進めてきている。2021年5月5日には、G7外相会合の機会にロンドン（英国）において日米韓外相会合が開催され、三者間で北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めることで一致するとともに、対北朝鮮政策において日米韓で緊密に連携していくことで一致し

た。また、9月22日には国連総会の機会にニューヨーク（米国）において日米韓外相会合が開催され、北朝鮮の完全な非核化に向けて日米韓の連携を一層進めていくことで一致するとともに、地域情勢及びグローバルな課題についても意見交換を行い、日米韓3か国による連携・協力を一層深めていくことで一致した。2022年2月12日には、ホノルル（米国）において日米韓外相会合が開催され、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射に対する深刻な懸念を共有した上で、今後の対応について綿密にすり合わせを行った。さらに、同会合では、中国やウクライナ情勢を含む地域情勢、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組について意見交換を行うとともに、国際保健、気候変動といったグローバルな課題についても意見交換を行い、引き続き3か国で連携して対応していくことで一致した。会合後には、日米韓外相共同声明が発出された。

また、日本は、海上保安庁による哨戒活動及び自衛隊による警戒監視活動の一環として、安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。安保理決議で禁止されている北朝鮮船舶との「瀬取り」（洋上での物資の積替え）を実施しているなど、違反が強く疑われる行動が確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会などへの通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置を採ってきている。加えて、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、米国に加え、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及びフランスが在日米軍施設・区域を使用し、航空機による警戒監視活動を行った。また、米国海軍の多数の艦艇、フランス海軍フリゲート「プレリアル」、[シュルクーフ]及び強襲揚陸艦「トネール」、オーストラリア海軍フリゲート「バララット」及び「ワランガ」、カナダ海軍フリゲート「ウィニペグ」、英国海軍フリゲート「リッチモンド」、ドイツ海軍フリゲート「バイエルン」が、東シナ海を含む日本周辺海域において、警戒監視活動を行った。さらに、安保理決議の完全な履行及び実効性の確保のため、関係国の間での情報共有及び調整が行われ

ていることは、多国間の連携を一層深めるとい
う観点から、意義あるものと考えている。

1 拉致問題・日朝関係

(ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致事
案は、12件17人であり、そのうち12人がい
まだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、
8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主
張しているが、そのような主張について納得の
いく説明がなされていない以上、日本として
は、安否不明の拉致被害者は全て生存してい
るとの前提で、問題解決に向けて取り組んでい
る。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の
生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、
基本的な人権の侵害という国際社会全体の普
遍的問題である。また、拉致被害者の御家族も
御高齢となる中ではあるが、「北朝鮮による拉
致被害者家族連絡会」代表が交代し、「決して
諦めない」との思いを胸にこの問題の解決に向
けた取組を続けている。日本は、拉致問題の解
決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ない
との基本認識の下、その解決を最重要課題と位
置付け、拉致被害者としての認定の有無にかか
わらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時
帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引
渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。
2022年1月には、岸田総理大臣が施政方針演
説で、「最重要課題である拉致問題について、
各国と連携しながら、全ての拉致被害者の一日
も早い帰国を実現すべく、あらゆるチャンス
を逃すことなく、全力で取り組む。私自身、条件
を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意。」
と表明した。

(イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月
の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受
け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を
発表したことに對し、北朝鮮は全ての日本人拉
致被害者に関する包括的調査を全面中止し、特
別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。

日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホ
ルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が
同意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者
を帰国させるべきことについて、強く要求した。

(ウ) 日朝関係

2018年2月9日、^{ピョンチャン}平昌冬季オリンピック
競技大会開会式の際の文在寅韓国大統領主催レ
セプション会場において、安倍総理大臣から
^{キムヨソナム}金永南北朝鮮最高人民会議常任委員長に対し
て、拉致問題、核・ミサイル問題を取り上げ、
日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害
者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入
れた。また、同年9月、河野外務大臣は国連本
部において、^{リヨンホ}李容浩北朝鮮外相と会談を行っ
た。2021年9月、菅総理大臣は第76回国連
総会における一般討論演説において、「日朝が
実りある関係を樹立することは、日朝双方の利
益に合致するとともに、地域の平和と安定にも
つながる。」と表明した。

(エ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に
北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろ
ん、拉致問題解決の重要性について諸外国から
の理解と支持を得ることが不可欠である。日本
は、各国首脳・外相との会談、G7サミット、
日米豪印首脳会合、日中韓サミット、日米韓外
相会合、ASEAN関連首脳会議、国連関係会合
を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を
捉え、拉致問題を提起している。米国について
は、トランプ大統領が、安倍総理大臣からの要
請を受け、2018年6月の米朝首脳会談におい
て金正恩国務委員長に対して拉致問題を取り上
げた。2019年2月の第2回米朝首脳会談では、
トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して
初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問
題を提起し、拉致問題についての安倍総理大臣
の考え方を明確に伝えたほか、その後の少人数
夕食会でも拉致問題を提起し、首脳間での真剣
な議論が行われた。トランプ大統領は、2017
年11月の訪日の際に続き、2019年5月の訪

日の際にも拉致被害者の御家族と面会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。また、2022年1月の日米首脳テレビ会談において、岸田総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、改めて支持を得た。中国についても、2019年6月の日中首脳会談において、^{しゅうきんぺい}習近平国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係に関する日本の立場、安倍総理大臣の考えを金正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習近平国家主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。また、2021年10月の日中首脳電話会談においても、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。韓国も、2018年4月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起しており、2019年12月の日韓首脳会談においても、文在寅大統領から、拉致問題の重要性についての日本側の立場に理解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致問題を繰り返し取り上げているとの発言があった。また、2021年10月の日韓首脳電話会談においても、岸田総理大臣から拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて一致した。3月には国連人権理事会において、また12月には国連総会本会議において、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の即時解決に向けて全力を尽くしていく。

北朝鮮の対外関係など

(ア) 米朝関係

2018年から2019年にかけて、米朝間では2回の首脳会談及び板門店での米朝首脳の面会が行われ、2019年10月にはストックホルム（スウェーデン）において米朝実務者協議が行われた。しかし、2020年及び2021年は、米朝間の対話に具体的な進展は見られなかった。

バイデン大統領は、2021年4月に対北朝鮮政策レビューを完了した。同レビューを通じ、米国は、朝鮮半島の完全な非核化が引き続き目標であることや、日本を含む同盟国の安全確保のための取組を強化すると明らかにしている。5月21日に行われた米韓首脳会談後の共同記者会見では、バイデン大統領は、金正恩国務委員長が何らかのコミットメントをすれば、自分は同委員長に会うだろうと述べた。また、米国は、様々な機会において米国は北朝鮮に対して敵対的な意図を抱いておらず、北朝鮮側と前提条件なしに会う用意があると発信してきている。

一方、金正恩国務委員長は、9月の最高人民会議第14期第5回会議において行った演説の中で、「我が方に対する米国の軍事的威嚇と敵視政策には少しも変わったことがなく、米国は「外交的関与」と「前提条件のない対話」を主張しているが、国際社会を欺瞞^{まご}して自らの敵対行為を覆い隠すためのベールにすぎない。」と述べたと報じられた。

米国は、2022年1月、北朝鮮による弾道ミサイル発射を含めた一連の挑発行為への対応として、大量破壊兵器の開発・拡散に関与したなどとして、1団体及び7個人を独自の制裁措置（資産凍結措置）の対象に追加指定した。

また、同月、金正恩国務委員長の司会の下で開催された朝鮮労働党第8期第6回政治局会議において、「今後の対米対応方向」が討議され、同会議は、「米国の敵視政策と軍事的脅威がもはや黙過することのできない危険ラインに至った」と評価した上で、「暫定的に中止していた全ての活動を再稼働する問題を迅速に検討してみることにする指示を当該部門に任務配分した」と報じられた。

(イ) 南北関係

2018年には3回の南北首脳会談が行われるなど、南北関係は大幅に進展したが、2019年、2020年に引き続き、2021年は南北関係に前向きな動きはみられなかった。1月の朝鮮労働党第8回党大会において行った活動総括報告の中で、金正恩国務委員長は「南北関係は（2018年4月の南北首脳会談で署名された）板門店宣言以前の時期に後戻りした。」としつつも、韓国の「態度次第で、近いうちに平和と繁栄の新たな出発点へと戻ることもあり得る。」と述べたと報じられた。文在寅大統領は、党大会の6日後に行われた新年記者会見で、「南北関係の発展に役立つのであれば、いつでも、どこでも（南北首脳会談は）可能である。」と述べるとともに、人道協力を始めとする南北協力に前向きな姿勢を示した。7月27日、韓国政府及び北朝鮮はそれぞれ、4月以降の南北首脳間の親書を通じたやり取りの結果、南北間の通信連絡線を再開することで合意し、通話を再開した旨を発表し、同日、南北間の通信連絡線は再開されたが、8月10日から北朝鮮側の応答が途絶した。文在寅大統領は、9月の国連総会一般討論演説において、2021年が南北の国連同時加盟から30年となる年であることに触れつつ、「朝鮮半島の「終戦宣言」のために国際社会が力を合わせることを改めて促し、南北米の三者又は南北米中の四者が集まり、朝鮮半島での戦争が終結したことを共に宣言することを提案する。」と述べた。これに対し、金正恩国務委員長は、9月30日の最高人民会議における施政演説において、「終戦宣言に先立ち、互いへの尊重が保障され、他方に対する偏見的な見方と不公正で二重的な態度、敵視の観点と政策からまず撤回されるべきだというのが、我が方の不変の要求」と述べたと報じられた。また、同演説において金正恩国務委員長は、8月から途絶していた南北通信連絡線を再開させる意思を表明し、10月4日から南北通信連絡線が復旧した。さらに、金正恩国務委員長は、同月11日に行われた国防発展展覧会「自衛2021」での記念演説において、「南朝鮮が我が方に食って掛かか

らなければ、主権行使に手出ししなければ、朝鮮半島の緊張が誘発されることは決してない。」「我々の主敵は戦争そのものであって南朝鮮や米国、特定のいずれかの国家や勢力ではない。」と述べたと報じられた。

(ウ) 中朝関係・露朝関係

2020年以降、新型コロナの感染拡大などの影響もあり、中朝・露朝間において従前のような要人往来は見られなかったが、中朝間においては、2021年7月の中国共産党創建100周年及び中朝友好協力相互援助条約署名60周年の際に、金正恩国務委員長と習近平国家主席との間で祝電の交換などが行われた。

北朝鮮の対外貿易（南北交易を除く。）の約9割を占める中朝間の貿易は、新型コロナの世界的な感染拡大を受けた往来の制限のため、規模が大幅に縮小しているが、2022年1月17日、中国外交部報道官は、中朝間の友好的な協議を経て、中国・丹東と北朝鮮・新義州を結ぶ鉄道通関地の貨物列車の運行が既に再開されたと述べた。

(エ) その他

2021年、北朝鮮からのものとみられる漂流・漂着木造船などが計18件確認されており（2020年は77件）、日本政府として、関連の動向について重大な関心を持って情報収集・分析に努めている。また、2020年9月には、日本海の大和堆西方の日本の排他的経済水域（EEZ）において北朝鮮公船が確認されており、外務省は、このような事案が発生した際には、北朝鮮に対して日本の立場を申し入れてきている。引き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対応していく。

Ⅲ 内政・経済

(ア) 内政

2021年1月5日から12日までの8日間、朝鮮労働党の最高指導機関である第8回党大会が開催された。第8回党大会は、2016年5月に行われた第7回党大会以来、約5年ぶりの開

催となった。党大会では、金正恩國務委員長が、「人民大衆第一主義政治」を強調しつつ、過去5年間の成果・反省及び今後の課題に係る活動総括報告を行い、核・ミサイル開発の継続、米朝関係を始めとする対外関係、南北関係などについて言及したと報じられた。また、金正恩朝鮮労働党委員長を「朝鮮労働党総書記」に推戴するなどの人事が公表されるとともに、党大会を5年に1回招集するなどを明記した党規約の改正も発表された。その後、金正恩國務委員長は、第8回党大会の決定の実施も念頭に、党中央委総会、市・郡責任書記講習会及び党細胞書記大会を開催するなど、積極的な活動を継続した。

9月には、最高人民会議第14期第5回会議が開催され、金正恩國務委員長は、2019年以来となる施政演説を行い、経済発展、「国家」防衛力の強化、米朝関係、南北関係などについて言及したと報じられた。また、^{キムヨジョン}金与正氏を國務委員に補選する國務委員会人事なども行われたと報じられた。

12月には、朝鮮労働党中央委員会第8期第4回全員会議（総会）が5日間開催され、金正恩國務委員長は、2021年を「厳格な難関の中」の「偉大な勝利の年」と評価しつつ、2022年の課題として経済、非常防疫事業、「国家」防衛力の強化などに言及したと報じられた。

(イ) 経済

北朝鮮の対外貿易においては、中国が最大の貿易額を占めるが、2020年以降、新型コロナの世界的な感染拡大を受けた往来の制限などの影響で、中朝貿易の規模は大幅に減少した。2021年1月の第8回党大会において、金正恩國務委員長は、制裁、自然災害、世界的な保健危機により第7回党大会で示した「国家経済発展5か年戦略」で掲げた目標を達成できなかった旨述べ、自力更生及び自給自足を核心とした新たな「国家経済発展5か年計画」（2021年から2025年）を提示したと報じられた。その後も北朝鮮の状況について、金正恩國務委員長は、「一層厳しい苦難の行軍を行うことを決心」（4

月の党細胞書記大会）、「史上かつてない難関が折り重なった」（10月の朝鮮労働党創建76周年記念講演会）などと言及したと報じられた。

2021年12月27日から31日まで、第8期第4回党中央委員会総会が開催され、金正恩國務委員長は2022年の課題の一つとして、社会主義建設の基本戦線である経済部門は、生産を活性化するなどして経済を成長軌道に乗せ、人民に安定して向上した生活を提供することに全力で集中すべきである旨述べたと報じられた。また、こうした中、2022年1月17日、中国外交部報道官は、中朝間の友好的な協議を経て、中国・丹東と北朝鮮・新義州を結ぶ鉄道通関地の貨物列車の運行が既に再開されたと述べた。

(ウ) 新型コロナへの対応

北朝鮮は、2020年以降の新型コロナの世界的な感染拡大を受け、全土で防疫措置を強化した。2021年1月の朝鮮労働党第8回大会では、金正恩國務委員長が、「世界的な保健危機にも対処できる防疫措置を堅固に築くべき」と述べたと報じられるなど、引き続き、感染拡大防止策の徹底や強化の必要性が強調された。また、7月27日の第7回老兵大会では、金正恩國務委員長が「世界的な保健危機と長期的な封鎖による困難及び隘路^{あゐ}は、戦争の状況にひけをとらない試練」と述べたと報じられた。さらに、9月2日の朝鮮労働党第8期第3回政治局拡大会議では、金正恩國務委員長が、「世界的な大流行伝染病事態が抑制されず、引き続き拡散している危険な形勢は、国家的な防疫対策をさらに強化して実施することを要求する。」と述べ、「全ての党組織と幹部が国家防疫体系とこの部門の事業を再点検し、防疫戦線を今一度緊張させて覚醒させるための一大政治攻勢、集中攻勢を展開すること」を強調したと報じられた。12月27日から31日まで、第8期第4回党中央委員会総会が開催され、金正恩國務委員長は2022年の課題の一つとして、「非常防疫事業は国家事業の第1位に置き、些細な気の緩みや隙、盲点もなく強力に展開していくべき最重大事としていま一度指摘した」と報じられた。な

お、北朝鮮は、2022年2月時点でいまだに感染者は発生していないとしている。

オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生活を送っている。日本政府としては、こうした脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊密な連携の下、定着支援のための施策を推進している。

(2) 韓国

ア 日韓関係

(ア) 二国間関係一般

韓国は重要な隣国であり、日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定その他関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきた。しかしながら、2021年においても、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題、竹島問題などにおいて、日本側にとって受け入れられない状況が続いた。

このような中、10月、岸田総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から文在寅大統領ムンジェインに対し、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題などにより日韓関係は引き続き非常に厳しい状況にあると述べた上で、これらの問題に関する日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めた。また、岸田総理大臣から、地域の厳しい安全保障環境の下では、北朝鮮への対応を始め、日韓・日米韓の連携を一層深めていくことが不可欠であると述べるとともに、拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めた。

また、新型コロナの影響により要人往来が大幅に制限される状況下、合計3回の日韓外相会

談（電話会談を含む。）や2回の日韓次官間の協議、累次の機会における日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

(イ) 旧朝鮮半島出身労働者問題

1965年の日韓国交正常化の中核である日韓請求権・経済協力協定は、日本から韓国に対して、無償3億米ドル、有償2億米ドルの経済協力を約束する（第1条）とともに、「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が（中略）完全かつ最終的に解決されたこと」、また、そのような請求権について「いかなる主張もすることができない」（第2条）ことを定めている。

しかしながら、2018年10月30日及び11月29日、韓国大法院（最高裁）は、第二次世界大戦中に日本企業で労働していたとされる韓国人に対する損害賠償の支払を当該日本企業に命じる判決を確定させた。

これらの大法院判決及び関連する司法手続は、日韓請求権・経済協力協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れられない。

日本政府としては、この問題を日韓請求権・経済協力協定上の紛争解決手続に従って解決すべく、2019年1月に同協定第3条1に基づく協議を韓国政府に対し要請したが、韓国政府はこれに応じなかった。また、同年5月には、同協定第3条2に基づく仲裁への付託を韓国政府に対し通告し、これに応じるよう要請したが、韓国政府は同協定に規定された仲裁手続に係る義務を履行せず、その結果、仲裁委員会は設置できなかった¹⁶。

この間も原告側の申請に基づき、韓国の裁判所は、2021年9月27日及び12月30日の日本企業資産に対する売却命令（特別現金化命

16 資料編：旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

令)の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続きを着々と進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正することを含め、日本側にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。

日本政府としては、引き続き、日韓の外交当局間の意思疎通を継続していくとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題を含む両国間の問題に関する日本の一貫した立場に基づき、今後とも韓国側に適切な対応を強く求めていく方針である。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



(ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。また、同外相会談の直後に、日韓両首脳間においても、この合意を両

首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、韓国政府としての確約を取り付けた。この合意については、潘基文^{パンギムン}国連事務総長(当時)を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。この基金から、2021年12月末日までの間に、合意時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていた方々199人のうち64人の御遺族に対し、資金が支給されており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、韓国の市民団体により、在釜山^{プサン}日本国総領事館に面する歩道に慰安婦像¹⁷が設置された。その後、2017年5月に新たに文在寅政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、2018年1月9日には、康京和^{カンギョンファ}外交部長官が、(1)日本に対し再協議は要求しない、(2)被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決とならないなどとする韓国政府の立場を発表した。2018年7月、韓国女性家族部は、日本政府の拠出金10億円を「全額充当」するため予備費を編成し、「両性平等基金」に拠出すると発表した。また、2018年11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表し、その後解散の手続きを進めている。韓国政府は、文在寅大統領を含め、「合意を破棄しない」、「日本側に再交渉を要求しない」ことを対外的に繰り返し明らかにしてきているものの、財団の解散に向けた動きは、日韓合意に照らして問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。また、日韓合意では、国連など国際社会において、慰安婦問題について互いに非難・批判することを控えていることを確認しているにもかかわらず、韓国は、

17 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

近年、国連人権理事会の場において、この問題に言及しており、日本は反論してきている。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した¹⁸。なお、同年4月21日、類似の慰安婦訴訟において、ソウル中央地方裁判所は、国際法上の主権免除の原則を踏まえ、原告の訴えを却下したが、同年5月6日、原告が控訴した。日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきている。上述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

日韓合意は国と国との約束であり、これを守ることは国家間の関係の基本である。日韓合意の着実な実施は、日本はもとより、国際社会に対する責務でもある。日本は、上述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国

側による合意の実施を注視している状況である。日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない（国際社会における慰安婦問題の取扱いについては31ページ参照）。

慰安婦問題についての我が国の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



(工) 竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けてきている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場を対外的に周知するとともに¹⁹、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきている²⁰。特に2021年は韓国海洋水産部によるホームページ上での竹島のリアルタイム映像の公開、韓国国会議員や韓国警察庁長の竹島上陸、竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査が行われ、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行った。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法に則り、平和的に解決するため、今後も適切な外

18 資料編：慰安婦問題 参考資料 参照

19 2008年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。外務省ホームページ掲載箇所はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>

20 8月、韓国海洋水産部がホームページ上で竹島のリアルタイム映像を公開。また、同月、ミンフクジョン洪碩峻「国民の力」議員、11月、キムファンリョン金昌龍韓国警察庁長が上陸。さらに、6月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施。日本は、直ちに、竹島の領有権に関する日本の立場に照らし受け入れられず、極めて遺憾であることを韓国政府に伝え、厳重に抗議した。



交努力を行っていく方針である。

(オ) 韓国向け輸出管理運用の見直し

韓国政府は、2019年9月11日、日本が韓国への半導体材料3品目（フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素）の輸出に係る措置の運用を見直し、個別に輸出許可を求める制度としたこと²¹は世界貿易機関（WTO）協定に違反するとして、WTO紛争解決手続の下で二国間協議を要請した。同年11月22日、韓国政府は日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の終了通告の効力停止を発表し、その際、二国間の輸出管理政策対話が正常に行われる間、WTO紛争解決手続を中断すると表明し、2019年12月及び2020年3月には、輸出管理政策対話が実施された。日韓の輸出管理当局間では対話と意思疎通を通じて懸案を解決することで一致していた中で、韓国政府は、2020年6月18日、WTO紛争解決手続を再開させ、同年7月29日、WTO紛争解決機関において紛争処理小委員会（パネル）設置が決定された。

(カ) 交流・往来

日韓間の往来者数は、2018年に約1,049万人を記録したが、2020年3月以降、新型コロナに係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、2021年は約3万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、2020年10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」を韓国との間で開始したが、国内外における変異株の感染拡大を受け、2021年1月14日以降、これらトラックの運用を停止した。その後、同年11月8日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11月30日以降、オミクロン株に対する水際措置

の強化に伴い、同措置は停止された。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日本では若年層を中心に「K-POP」や関連のコンテンツが広く受け入れられており、特に新型コロナの影響で外出自粛が求められる中、韓国のドラマや映画は世代を問わず幅広い人気を集めている。また、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナ流行下において2021年は東京及びソウルのいずれにおいても、2年連続でオンライン形式で開催された。日本政府は、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2021）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、2021年の交流事業は全てオンライン形式での交流事業を実施した。

(キ) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野における日韓間の協力と連携を強化し、地域の平和と安定に寄与するため、GSOMIAを締結し、同協定は、それ以降2017年及び2018年に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府は、2019年8月22日、日本による輸出管理の運用見直し（54ページ（オ）参照）と関連付け、GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終了通告がなされた。その後、日韓間でのやり取りを経て、同年11月22日、韓国政府は8月23日の終了通告の効力を停止することを発表した。日本政府としては、現下の地域の安全保障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的に運用されていくことが重要であるとの考えに変わりはない。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であり、国連や米国を始めとする主要国政府も日本海の呼称を正式に使用している。韓国などが日本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年からである。また、それ以降、韓国などは国連地

²¹ 2019年7月1日、経済産業省は、(1)韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し（韓国を「グループA」から除外。そのための改正政令は同年8月28日施行）及び(2)フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目の個別輸出許可への切り替えを発表

名専門家グループ（UNGEEN）会議²²や国際水路機関（IHO）を始めとする国際機関の場などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてきたが、この主張に根拠はなく、日本はその都度断固反論を行ってきている²³。

また、盗難被害に遭い、現在も韓国にある文化財²⁴については、早期に日本に返還されるよう韓国政府に対して強く求めてきており、引き続き、韓国側に適切な対応を求めていく。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応²⁵、在韓被爆者問題への対応²⁶、在韓ハンセン病療養所入所者への対応²⁷など多岐にわたる分野で、人道的観点から、日本は可能な限りの支援、施策を進めてきている。

1 日韓経済関係

2021年の日韓間の貿易総額は、約9兆3,000億円であり、韓国にとって日本は第3位、日本にとって韓国は第4位の貿易相手国・地域である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比16.9%増の約2兆2,500億円（財務省貿易統計）となった。また、日本からの対韓直接投資額は約12.1億米ドル（前年比52.8%増）（韓国産業通商資源部統計）で、日本は韓国への第6位の投資国・地域である。

また、2020年11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。2021年12月3日、

韓国は同協定の批准書を寄託者であるASEAN事務局長に寄託し、韓国については同協定が2022年2月1日に発効した。

WTO紛争解決手続の下では、韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置に係る案件について、2020年11月、パネルは、韓国の措置をWTO協定違反と認定し、措置の是正を勧告したが、2021年1月、韓国はWTO上級委員会に申し立てた。また、韓国による自国造船業に対する支援措置に関し、2018年11月、WTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請し、同年12月に協議を実施した（その後、韓国における新たな支援措置も対象として改めて協議を要請し、2020年3月に協議を実施した。）。

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制については、様々な機会を捉えて韓国側に対して早期の規制撤廃を働きかけている。

2 韓国情勢

(ア) 内政

文在寅大統領は、就任から5年目を迎えた2021年5月10日の特別演説において、新型コロナウイルスからの回復、包容、飛躍などを強調したことを始め、2020年に続き、内政上、新型コロナウイルス対応に注力した。2021年4月には、金富謙^{キムフギョム}元行政安全部長官を国務総理に指名するなど一部内閣改造を行った。

4月7日、空席となっていた二大都市ソウ

22 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年ごとに開催されていた国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ（UNGEEN）会議となった。

23 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html



24 2012年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管している「観世音菩薩坐像」について、所有権を主張する韓国の寺院が韓国政府に対して引渡しを求める訴訟を大田地方裁判所に提起し、2017年1月、同裁判所は原告（韓国寺院）勝訴の第一審判決を出した。これに対し、被告である韓国政府は控訴し、現在、大田高等裁判所に係属中。当該文化財は韓国政府が保管しており日本に返還されていない（2022年1月末時点）。

25 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきている。

26 第二次世界大戦時に広島又は長崎に在住して原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきている。

27 2006年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、元入所者の家族も補償対象となった。

ル・釜山の市長補欠選挙が行われ、いずれも最大野党「国民の力」の候補が勝利した。同補欠選挙の前には、ソウルを始めとする大都市部を中心に住宅価格の高騰が社会問題となっている中、韓国住宅公社職員による不動産投機疑惑が持ち上がり、与党に対する世論が悪化したことが野党候補の勝利の一因となったとされる。

次期大統領選挙を控え、韓国において2021年下半期以降、各政党において予備選挙が行われた。与党「共に民主党」では、10月10日、李在明^{イジエミョンキョンギド}京畿道知事（当時）が同党の大統領候補として選出された。最大野党「国民の力」では、11月5日、尹錫悦^{ユンソンニョル}前検察総長が同党の大統領候補として選出された。尹前検察総長は、文政権の検察改革の方針に反発し、3月4日、検察総長を辞任、7月30日、最大野党「国民の力」に入党した。2022年3月9日、大統領選挙の投開票が実施され、尹前検察総長が当選した。文政権からの政権移行の準備を行い、同年5月10日、尹前検察総長が第20代韓国大統領に就任する予定である。

2021年10月26日には盧泰愚^{ノテウ}元大統領、11月23日には全斗煥^{チョンドゥフアン}元大統領が逝去した。

(イ) 外交

2021年上旬から新型コロナウイルスのワクチン接種が世界各地で本格化したことを受け、韓国政府は、いわゆる「ワクチン外交」を積極的に展開した。英国、イスラエル、ルーマニアとの間でワクチンのスワップ協定を締結し、これらを二国間関係強化の契機にしようと努めた。

また、ポスト・コロナを見据えたこのような外交的取組と並行して、北朝鮮との関係は引き続き文在寅政権にとっての最重要課題であった。文大統領は9月の国連総会一般討論演説において、朝鮮半島の「終戦宣言」を提案するなど北朝鮮との対話を積極的に呼び掛けるなどしたが、南北関係に進展は見られなかった（南北関係については49ページウ（イ）参照）。

対米関係については、5月に文大統領が訪米し、バイデン大統領との間で初めての米韓首脳会談が行われた。同首脳会談では朝鮮半島の完

全な非核化に対する共通のコミットメントの再確認や米韓「ミサイル指針」の終了などで合意したことに加え、新型コロナ対策として米韓グローバル・ワクチン・パートナーシップの構築などについても合意した。また、新型コロナの影響により規模を縮小する形で、3月及び8月には米韓連合指揮所訓練を実施した。また、2019年及び2020年に引き続き2021年も、米韓間では2020年以降の米軍駐留経費に関する第11次防衛費分担特別協定（SMA）についての協議が計2回行われ、同年3月、有効期間6年間（2020年から2025年まで）の多年度協定に合意した。

対中関係については、4月に鄭義溶^{チョンウイヨン}外交部長官が就任後初の外遊として訪中し、王毅^{おうぎ}国务委員兼外交部長との間で中韓外相会談を行った。また、9月には王毅国务委員兼外交部長が訪韓し、再び外相会談が行われた。いずれの会談でも北朝鮮の非核化実現のために中韓両国が尽力していくことが再確認されたほか、外交・安保対話（2+2）の実現推進などについても合意された。しかし、中韓両国が調整してきた習^{しゅう}近平^{うきんべい}国家主席の訪韓は、2021年も実現しなかった。

(ウ) 経済

2021年、韓国のGDP成長率は、輸出と民間消費の好調などにより4.0%となり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより、マイナス0.9%に低下した前年からプラスに転じた。総輸出額は、前年比25.8%増の約6,445億米ドルであり、総輸入額は、前年比31.5%増の約6,150億米ドルとなったため、貿易黒字は約295億米ドル（韓国産業通商資源部統計）となった。

2017年5月に発足した文在寅政権は、国内的な経済政策として、「人中心経済」を掲げ、「所得主導成長」及び「雇用中心経済」を強調し、最低賃金を2018年から2年連続で引き上げたが、急激な引上げが雇用減を招いているとの批判が高まる中、2021年8月には2022年の最低賃金を9,160ウォン（前年比5.1%増）とすると発表した。

なお、韓国では近年急速に少子高齢化が進ん

であり、2021年の合計特殊出生率は過去最低の0.81人を記録し、少子化問題が深刻化している。

また、文在寅政権はこれまで不動産投資を抑制する政策を実施してきたが、多住宅所有者の投機目的の住宅購入に伴う需要過剰により、政権発足以降の4年間でソウルのマンション価格が約7割上昇し、不動産価格の高騰が続いており、この問題への対応が政権の重要課題の一つとなっている。

韓国政府は、5月、世界中で半導体供給不足が続く中、国内の安定的なサプライチェーン構築を目指す戦略として、各種税制支援・税金控除、人材育成を内容とする「K-半導体戦略」を発表した。さらに、7月には、韓国のバッテリー産業が著しい成長を遂げている中、グローバル市場を主導していくための戦略として、「K-バッテリー発展戦略」を発表した。

4 東南アジア

(1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口（約2億7,000万人）を有する東南アジア地域の大国として、東南アジア諸国連合（ASEAN）において主導的な役割を担うほか、G20メンバー国として、国際社会の諸課題においてもイニシアティブを発揮している。

2019年10月に発足したジョコ大統領の第2期政権は、国会の議席の約82%を与党が占める安定政権として、(1)インフラ開発、(2)人材開発、(3)投資促進、(4)官僚改革、(5)適切な国家予算の執行を優先課題として取り組んでいるが、新型コロナウイルスの影響により、近年一貫して5%前後を維持してきた経済成長率は、2020年にマイナス成長を記録した。日本は、「戦略的パートナー」としてジョコ第2期政権の優先課題であるインフラ整備と人材育成の分野における協力を積極的に進めているほか、新型コロナウイルス対策及び保健・医療体制の強化のために医療機材や約688万回分（2022年2月時点）のワクチンの供与などの協力を行っている。



第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（3月30日、東京）



日・インドネシア防衛装備品・技術移転協定の署名（3月30日、東京）

日本とインドネシアは、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により国際的な人の往来が制限される中、2021年は岸田総理大臣がジョコ大統領と首脳電話会談（11月）を行ったほか、茂木外務大臣はルトノ外相との間で4度（2月、3月、4月及び6月）、林外務大臣は同外相との間で1度（12月）電話会談を行った。これらの会談の中で、二国間関係の強化のほか、地域及び国際社会の諸課題に対する両国の連携について緊密に意見交換を行った。さらに、茂木外務大臣は3月、6月及び9月にルトノ外相と対面で外相会談を行い、二国間関係のほか、海洋問題やミャンマー情勢などの地域情勢について意見交換を行った。

また、安全保障面での協力も深化しており、3月には茂木外務大臣及び岸信夫防衛大臣がルトノ外相及びプラボウォ国防相と第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を東京で実施し、その機会に、茂木外務大臣はプラボウォ国防相との間で2015年から交渉を行っ

てきた防衛装備品・技術移転協定の署名を行い、同協定を基礎として両国の安全保障協力を一層推進していくことで一致した。また、同会合ではスルー・セレベス海とその周辺地域における協力や海洋協力の強化についても一致した。

(2) カンボジア

カンボジアは、南部経済回廊の要衝に位置し、地域の連結性と格差是正の鍵を握る国である。過去20年間平均7%の成長を続けていたが、新型コロナの影響により2020年のGDPはマイナス3.1%となった。日本は、カンボジアに対して約132万回分（2022年2月時点）のワクチン供与などの協力を行っている。

1992年に初めて本格的PKOを派遣するなど、日本は和平とその後の復興・開発に協力してきた。両国関係は2013年に「戦略的パートナーシップ」に格上げされ、2021年11月には、林外務大臣とブラック・ソコン外相との間で、12月には、岸田総理大臣とフン・セン首相との間でそれぞれ電話会談を行い、二国間関係と地域情勢について意見交換を行い、カンボジアが2022年にASEAN議長国を務めるに当たり、会議の成功に向けて協力していくことで一致した。

内政面では、2017年に最大野党・救国党が解党され、翌年の国民議会総選挙で与党・人民党が全議席を独占した。その後、カンボジア政府は、国内での対話促進や司法手続迅速化など民主的環境の改善措置を表明した。日本は、カンボジアの民主的発展を後押しするための取組として、法整備支援や政府と市民社会の間の対



日・カンボジア首脳テレビ会談（12月1日、東京 写真提供：内閣広報室）

話促進事業を実施している。

日本が長年支援しているクメール・ルージュ裁判では、8月に第2-02事案（元国家元首が被告）上訴審の最終公判が実施され、2022年中に予定されている判決をもって裁判が完結する見込みが高まっている。

(3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展している国家であり、全方位外交の下、米国や中国を含む主要国と良好な関係を維持している。

国内では、リー・シェンロン首相率いる人民行動党（PAP）が、2020年の総選挙で90%以上の議席数を占め、安定した内政を基盤としてデジタル化の推進など、新型コロナ対策と経済の両立を図っている。

日本とシンガポールは、新型コロナの影響により政府要人の往来の機会が減少したものの、2021年は、5月に菅総理大臣が、11月に岸田総理大臣がそれぞれリー・シェンロン首相と、また12月には、林外務大臣がバラクリシュナン外相と電話会談を行い、地域の諸課題に対する二国間の連携などについて意見交換を行った。対面でも、4月に第15回日・シンガポール次官級政策協議を東京で実施し、二国間関係や地域情勢などについて意見交換を行った。8



シム外務担当兼国家開発担当上級相と会談する國場外務大臣政務官（8月11日、シンガポール）

月には國場幸之助外務大臣政務官がシンガポールを訪問し、シム外務担当兼国家開発担当上級相との間で、新型コロナ対策に加え、グリーン社会の実現に向けた協力、デジタル協力、第三国におけるインフラ協力、多角的自由貿易体制の維持・強化などの経済分野や安全保障分野などの協力につき意見交換を実施した。また、両国は1997年に署名した「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP21)」を通じて、開発途上国に対して共同で技術協力を行っており、これまでに約400の研修を実施し、ASEAN諸国などから約7,000人が参加している。

日本文化情報の発信拠点としてシンガポールに2009年に開所された「ジャパン・クリエイティブ・センター (JCC)」では、感染症対策をとりつつ各種の発信やイベントを開催した。

(4) タイ

タイは、1967年の「バンコク宣言」により誕生したASEANの原加盟国の一つであり、また、メコン地域の中心に位置し、地政学的に重要な国である。

日本とタイの外交関係の樹立は1887年の「日暹修好通商に関する宣言(日タイ修好宣言)」まで遡る。現在の両国関係は、二国間のみならず、地域及び国際社会でも協力する「戦略的パートナーシップ関係」にある。加えて、日本からの長年にわたる政府開発援助や民間企業による投資の結果、タイは自動車産業を始めとする日本企業にとっての一大生産拠点となり、今日では地球規模でのサプライチェーンの一角として日本経済に欠くことのできない存在であり、6,000社近い日本企業が進出し、8万人以上の在留邦人が暮らしている。

新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限のため、2021年は、対面での要人往来は実施されていないが、4月に菅総理大臣がプラユット首相と、11月に岸田総理大臣が同首相と、3月及び8月に茂木外務大臣がドーン副首相兼外相と、また、11月に林外務大臣が同副首相兼外相と電話会談を実施した。さらに、8月に



第5回日・タイ・ハイレベル合同委員会の様子 (8月11日)

は茂木外務大臣とドーン副首相兼外相が共同議長を務める形で、両国の関係省庁が参加し、両国の経済分野での協力推進に向けた意見交換を行う場である第5回日・タイ・ハイレベル合同委員会をオンラインで開催し、ハイレベルでの交流を継続した。

一方、タイ国内状況に目を向ければ、経済・社会的格差や新型コロナの感染拡大に伴う経済状況の悪化などを背景に、若年層を中心とした政府や王室に対する抗議デモが活発化し、不安定な状況が継続している。日本はこれまでタイにワクチンを約204万回分(2022年2月時点) 供与するなど、新型コロナ流行下のタイの経済・社会の安定に向け協力してきている。

(5) 東ティモール

東ティモールは、インド太平洋の要衝、オーストラリアとインドネシア間の重要なシーレーンに位置する、21世紀最初の独立国家(2002年)である。同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を実現し、民主主義に基づく国造りを実践してきた。経済は天然資源(石油や天然ガス)への依存度が高く、国家の最優先課題として産業多角化に取り組んでいる。外交面では、東ティモールの最重要外交課題であるASEAN加盟に向けて、ASEAN各国との調整などに引き続き取り組んでいる。

日本は、独立以前から東ティモールに対する支援を継続しており、良好な関係を維持している。2021年には、洪水及び新型コロナの影響を受けた地域に対する食料の供給、若手行政官の育成支援などを行い、また、プレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港の整備計画に関する

交換公文に署名した。また、新型コロナの感染拡大を受け、約17万回分（2022年2月時点）のワクチンの供与を行ったほか、医療機材の供与などの支援を行っている。

(6) フィリピン

フィリピンは、2012年から一貫して6%以上の高い成長率を維持してきたが、2020年は、新型コロナの感染拡大に伴い導入された国内経済活動の制限措置による影響もあり、前年（2019年）比マイナス9.6%成長を記録した。その反動で、2021年は前年比プラス5.6%に回復した。ドゥテルテ大統領は新型コロナ対策においても国民の高い支持を得ており、汚職撲滅、治安・テロ対策などの優先課題への対応に、引き続き強い指導力を発揮した。また、ミンダナオ和平については、新型コロナの影響を受けたモロ・イスラム解放戦線（ MILF ）の退役・武装解除の遅れに鑑み、2021年11月、バンサモロ基本法が改定され、2025年の自治政府樹立を目指したプロセスが継続している。日本とフィリピンは、2021年に国交正常化65周年及び「戦略的パートナーシップ」10周年を迎え、新型コロナの影響により政府要人の往来は実施されなかったものの、「黄金時代」にある日・フィリピン関係の更なる強化のため、5月に菅総理大臣が、12月に岸田総理大臣がそれぞれドゥテルテ大統領と電話会談を、また4月に茂木外務大臣が、12月に林外務大臣がそれぞれロクシン外相と電話会談を実施し、二国間関係や地域情勢について議論を行い、スールー・セレベス海とその周辺地域における協力強化でも一致した。安全保障面では、10月に第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、海洋安全保障に向けた協力や意見交換を推進しているほか、外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の立上げに向けて検討を進めている。また、経済面では、7月に日・フィリピン経済協カインフラ合同委員会の第11回会合が開催され、2017年から5年間での官民支援累計額1兆円の目標を前倒しで達成したことを確認したほか、スービック湾地域開発マスタープラン策

定支援の完了を発表するなど、フィリピン政府が掲げるインフラ政策「ビルド・ビルド・ビルド」を引き続き強力に後押ししている。加えて、新型コロナ対策の一環で、ワクチン接種体制構築のための支援や約308万回分（2022年2月時点）のワクチンの供与などの協力を行っている。

(7) ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治的、経済的に安定した国である。立憲君主制であり立法評議会があるものの、国王が首相、財務・経済相、国防相及び外相を兼任しており、国王の権限は非常に強い。東南アジアの中心に位置し、南シナ海のクレイマント国の一つであり、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバランス外交を行っている。

ブルネイの経済成長率は、原油価格の上昇及び中国との合併企業による石油精製事業に支えられ、2021年もプラスを維持すると予測されている一方、エネルギー資源への過度の依存から脱却すべく経済の多角化を目指している。

日本との関係では、1984年に外交関係を開設し、様々な分野で良好な関係を発展させてきた。また両国の皇室・王室関係も緊密で、2019年の即位礼正殿の儀にはボルキア国王が参列した。ブルネイは日本へのエネルギー資源の安定供給の面からも重要であり、ブルネイの液化天然ガス（LNG）輸出総量の約7割が日本向けであり、同国産LNGは日本のLNG総輸入量の約5%を占めている。2021年にASEAN議長国を務めたブルネイとは、新型コロナの影響下においても緊密に連携し、ミャンマーに関するASEAN特使を兼任するエルワン第二外相との間で、外相電話会談を7度、対面での外相会談を1度実施し、二国間協力及び地域の重要課題、特にミャンマー情勢について意見交換を行った。また、ブルネイへの新型コロナ対策支援として、約10万回分（2022年2月時点）のワクチンに加え、日本の拠出金によるアジア欧州財団（ASEF）の備蓄事業を通じ、医療用

N95マスク5万枚を提供した。

(8) ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国である。また、東南アジア第3位の人口を有し、中間所得層が急増していることから、有望な市場でもある。現在、インフレ抑制などのマクロ経済安定化、インフラ整備や投資環境改善を通じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現に取り組んでいる。2020年はASEAN議長国及び2020年から2021年は国連安保理非常任理事国を務め、国際社会での役割も拡大している。

日本とベトナムは、「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」の下で、様々な分野で協力を進展させている。新型コロナ流行下においても、両国のハイレベル間のやり取りは活発に行われており、2021年3月から9月の間に、計6回にわたり両国首脳間、国会議長間、外相間の電話会談が行われた。また、11月には岸田政権初の外国首脳賓客（実務訪問賓客）としてチン首相が訪日した。日越首脳会談において、両首脳は(1)ワクチンの追加供与（2022年2月末時点で約735万回分供与済）、官民協働のワクチン開発協力などのコロナ対策における協力、(2)日越デジタルトランスフォーメーション・イニシアティブ、サプライチェーン多元化、技能実習生を取り巻く環境整備などのポスト・コロナの経済再生に向けた協力、(3)気候変動などの国際社会の共通課題における協力、(4)サイバーセ

キュリティ及び衛生分野、海上保安能力向上などの安全保障分野における協力、(5)2023年の日越外交関係樹立50周年に向けた協力を強化することを確認した。元来親日的なこともあり、ベトナム国民の訪日者数は2011年の約4万人から2019年には49万人を超え、日本に暮らすベトナムの人々は2011年の約4万人から2021年12月末には約43万人に増えており、国別在留外国人数で中国に次いで2番目に多い数字となっている。

(9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成る、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な国である。また、13州及び3連邦直轄地から成る連邦国家で、ブミプトラ（土着の民族を含むマレー系）（69%）、華人系（23%）、インド系（7%）などから構成される多民族国家である。

2021年8月に就任したイスマイル・サブリ首相は、内政の安定化を図りつつ、新型コロナ対策と経済の回復に注力している。

日本は、「戦略的パートナーシップ」に基づき安全保障分野及び経済分野を始めとした協力を進めているほか、2021年には、マレーシアに対し、ワクチン約100万回分や、ワクチン用コールド・チェーン機器、医療機器の供与を行った。新型コロナの影響で、二国間の政府要人の往来は例年に比べて減少したものの、12月には岸田総理大臣とイスマイル・サブリ首相が、また、同月、林外務大臣とサイフディン外相がそれぞれ電話会談を行い、二国間関係の強化のほか、地域及び国際社会の諸課題に対する両国の連携について意見交換を行った。

人材育成分野では、マハティール首相（当時）が1982年から開始した日・マレーシア間の友好関係の基盤である東方政策により、これまでに2万6,000人以上のマレーシア人が日本で留学及び研修した。2022年に同政策は40周年を迎えることから、二国間の更なる交流が期待される（62ページ コラム参照）。ま



日・ベトナム首脳会談（11月24日、東京）

コラム

東方政策40周年

2022年はマレーシアが東方政策を開始して40周年に当たります。

東方政策は、当時のマハティール首相が提唱し、1982年に始まった政策です。同首相は、日本人の労働倫理、学習・勤労意欲、道徳、経営能力などが日本の発展の原動力であったと考え、これらを日本から学ぶことで、マレーシアの経済や社会を発展させようと訴えたのです。

東方政策の下、数多くの留学生が日本の大学や高等専門学校に派遣されました。また、日本の民間企業や地方自治体、国際協力機構（JICA）が研修生を受け入れ、産業技術や経営スキルの習得を支援しました。

東方政策は基本的にマレーシア政府の予算で実施されていますが、90年代後半のアジア通貨危機によりマレーシアの財政が厳しくなった時期には、日本の円借款によって継続されました。

マレーシアの政権が変わっても東方政策は引き継がれ、同政策の下で日本に派遣された留学生や研修生は現在までに2万6,000人を超えます。東方政策により育まれた人材は、マレーシアの産業や社会の発展を支えてきただけでなく、日本とマレーシアの架け橋としても重要な役割を果たしてきました。東方政策によって日本に親しみと友情を感じている人材が長年輩出され続けていることは、今日、マレーシアが極めて親日的である理由の一つではないでしょうか。

なお、東方政策以外の留学・研修も含めれば、マレーシア政府各省庁の次官級ポストのうち、実に半分以上が日本への留学・研修経験者で占められています（2021年12月時点）。また、ビジネス界で活躍する日本への留学・研修経験者も多く、日本語を話し日本の労働倫理をよく知る人材の存在が、日本企業のマレーシア進出を促し、各企業の研修などを通じて更に知日派人材が育てられるという好循環を生んでいます。

人材育成を通じた経済や社会の発展という東方政策の精神は、今もその意義を失っていません。しかし、社会の移り変わりに伴い変化する課題やニーズに合わせ、東方政策も進化を続けています。日本は東方政策に基づく留学生・研修生の受入れだけでなく、マレーシア国内における人材育成に対する支援も行っています。その取組は80年代の職業訓練指導員・上級技能訓練センター（CIAST）^{（注1）}への支援

から、2010年代のマレーシア日本国際工科院（MJIT）^{（注2）}設立支援、そして日本の大学として初めてとなる筑波大学の海外分校早期開校に向けた支援など、職業訓練のみならず高等教育分野にも幅を広げています。

日本政府としては、2022年に予定される様々な記念行事などを通じ、過去40年間にわたり日・マレーシア間の協力を支えてきた様々な関係者や団体との連携を再強化し、今後の両国の末永い友情と協力関係の発展に結びつけていきたいと考えています。



東方政策40周年のロゴマーク



東方政策留学生として日本への留学を控えるマラヤ大学・日本留学特別コース所属学生の卒業式（2020年2月）

（注1） CIAST : The Centre for Instructor and Advanced Skill Training

（注2） MJIT : Malaysia-Japan International Institute of Technology

た、2011年9月に開校したマレーシア日本国際工科院（MJIT）をASEANにおける日本型工学教育の拠点とするための協力が進められているほか、筑波大学のマレーシアにおける分校設置に向けた協議が行われており、実現すれば日本の大学が設置する初の海外分校となる。経済面においても、マレーシアへの進出日系企業数は約1,500社に上るなど、引き続き緊密な関係にある。

(10) ミャンマー

ミャンマーでは、2020年11月に総選挙が実施され国民民主連盟（NLD）が圧倒的勝利を収めた。しかしミャンマー国軍は有権者名簿の重複などの選挙不正を主張し、政府がこれを受け入れなかったとして、2021年2月1日未明、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含むNLD政権幹部を拘束した。同日、大統領代行が緊急事態を宣言し全権をミン・アウン・フライン国軍司令官に委譲した。国軍のクーデターに国民は反発し、全国で不服従運動が拡大し、連日数万人規模のデモが実施され、公的機関職員のボイコットも行われた。これを受け国軍や警察はデモ隊に対し発砲などによる鎮圧を行った。

日本は、ミャンマーでの事態に重大な懸念を有しており、クーデター発生当日に外務大臣談話を発出したほか、事態発生以降、民間人に対する暴力の即時停止、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む被拘束者の解放、民主的な政体の早期回復を国軍に対して強く求めている。また、8月の日・メコン外相会議においても、茂木外務大臣からミャンマー側に、拘束された関係者の解放や民主的な政治体制への早期回復を強く求めている。日本は、ミャンマー情勢の打開に向けてASEANの取組を後押しし、4月のASEANリーダーズ・ミーティングで合意した「5つのコンセンサス」を具体的成果につなげることが重要との考えの下、ASEAN特使の派遣や民主化勢力を含む全ての当事者との対話などの実現に向け、ASEANと緊密に連携している。

また、国際場裡においては、G7として、クーデター発生直後の2度のG7外相声明においてクーデターや暴力への非難を表明するとともに、G7外務・開発大臣会合のコミュニケ、G7カービス・ベイ首脳コミュニケにおいても、ミャンマーについてG7の立場を明確にした。また、国連の場では、ミャンマー情勢などに関する人権理事会決議（2月、3月、7月）でコンセンサス（全理事国の一致で採択すること）に参加し、2月の決議では共同提案国に参加したほか、6月のミャンマーに関する国連総会決議では共同提案国に参加した上で賛成票を投じ、11月の国連総会第3委員会決議でも共同提案国入りするなど、国際社会と連携した対応をとってきている。さらに、3月の各国参謀長などによる共同声明でミャンマー国軍による暴力行為を非難した。

2月1日以降、国際機関を經由し、ミャンマー国民に直接裨益する人道支援も積極的に実施しており、3月にICRC・WFP経由で900万ドルのラカイン州からの国内避難民支援及びUNICEF経由で209万ドルのゴールド・チェーン支援を、5月にWFP経由で400万ドルの食料支援を、7月にUNHCR・WFP・UNICEF経由で580万ドルの緊急無償資金協力を決定し、クーデターにより困窮しているミャンマー国民に、合計2,089万ドルの支援を実施したほか、酸素濃縮器の供与など新型コロナ対策関連の支援も行っている。日本としては、事態を注視しながら、必要な対応を行っていく。

(11) ラオス

ラオスは、メコン地域の全ての国と国境を有し、メコン連結性の鍵を握る内陸国である。2021年、内政面では、1月に第11回人民革命党大会が開催され、トンルン首相が党書記長に選出された。2月には第9回国民議会議員選挙が実施され、3月末に行われた国民議会初回会合においてトンルン首相兼党書記長が国家主席兼党書記長に、パンカム国家副主席が首相に選任され、今後5年間の党・政府の新体制が固まった。経済面では、8月に、これまでの国家

社会経済開発5か年計画に加え、新たに経済・財政問題に関する国家アジェンダが国民議会で承認され、経済成長率の4%への回復を始め、具体的な数値目標が設定された。また、11月には、国連総会でラオスの後発開発途上国(LDC)の地位からの卒業が承認され、5年間の移行期間を経てLDCからの完全な脱却が見込まれる。

日・ラオス間では、4月に日・ラオス首脳電話会談を行い、事後に今後5年間の協力指針となる「日・ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画」を発表した。同計画にもある新型コロナに係る協力として、日本はこれまでに新型コロナワクチン約94万回分(2022年2月時点)を供与した。また、ラストワンマイル支援の一環としてワクチン保管用冷凍庫の供与、緊急無償資金協力として酸素濃縮器を始め医療機器の供与など、現地のニーズに沿った様々な支援を実施した。文化交流では、9月にオンライン・ラオス・フェスティバルが開催されるなど、新型コロナ流行下においても両国間の戦略的パートナーシップに進展が見られた。また、2022年1月には、林外務大臣がサルムサイ外相と電話会談を行い、両外相は、「日・ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画」の実施を通じて、両国関係の拡大・深化を図っていくことを確認した。

5 南アジア

(1) インド

インドは、アジアとアフリカをつなぐインド洋のシーレーン上の中央に位置するなど、地政学的に極めて重要な国である。また、世界第2位の人口、巨大な中間所得層を抱え、アジア第3位の経済規模を有している。近年インドは「メイク・イン・インド」などの様々な経済イニシアティブを進め、着実な経済成長を実現してきている。新型コロナの感染拡大を受け、経済は大幅に縮小したが、新たに「自立したインド」を掲げ、製造業振興を通じた経済回復を目指しており、実質GDPは新型コロナ感



日印首脳会談(9月23日、米国 写真提供:内閣広報室)

染拡大前の水準に回復しつつある。また、外交面では「アクト・イースト」政策を掲げ、インド太平洋地域における具体的協力を推進する積極的外交を展開し、グローバル・パワーとしてますます国際場裡での影響力を増している。

日本とインドは、民主主義や法の支配などの基本的価値や戦略的利益を共有するアジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い協力を深化させてきた。日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係であり、既存の国際秩序の不確実性が高まる中、その重要性は増している。また、インドは「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要なパートナーであり、日米豪印といった多国間での連携も着実に進展している。太平洋を臨む日本と、インド洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間の連携を深めていくことは、インド太平洋の平和と繁栄に大いに貢献する。インド太平洋地域の経済秩序の構築においても、インドは不可欠なプレーヤーであり、その意味でRCEP協定への将来的な復帰が期待される。

2021年は新型コロナに対応する中でも、電話でのやり取りを含む日印首脳会談を始めとするハイレベルの意見交換を継続的に行った。5月に英国において開催されたG7外務・開発大臣会合ではオンラインで日印外相会談を行い、9月には日米豪印首脳会合出席のために米国訪問中の菅総理大臣とモディ首相による対面での日印首脳会談を実施した。岸田総理大臣就任直後の10月に実施された首脳電話会談及び林外

務大臣就任直後の11月に実施された外相電話会談においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて日印や日米豪印で緊密に連携していくことを確認するとともに、2022年の日印国交樹立70周年も見据え、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」をさらなる高みに引き上げることで一致した。このほか、7月にはインドにおいてモディ首相臨席の下、日本の無償資金協力によって建設された「ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター」立ち上げ式が開催され、菅総理大臣が、日印友好のシンボルとなることを期待するとのビデオメッセージを寄せた。さらに、日印間では多くの実務レベルでの協議が実現されており、1月には包括的経済連携協定に基づき設置された合同委員会、2月には軍縮・不拡散協議、9月には海洋に関する対話及びインド高速鉄道に関する合同委員会、11月には宇宙対話がテレビ会議形式で開催された。

また、4月以降のインドでの新型コロナの深刻な感染拡大を受け、日本からインドに対し人工呼吸器や酸素濃縮器を供与するなど、インドの保健・医療体制の強化にも協力している。

(2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝にあり、その政治的安定と経済発展は地域の安定と成長に不可欠であるとともに、国際テロ対策の最重要国の一つである。また、2億人を超える人口を抱え、そのうち30歳以下の若年人口が全人口の約65%を占めており、経済的な潜在性は高い。外交面では、インドとの関係については、2019年8月のインド政府によるジャンム・カシミール州の特別な地位を認める憲法370条の廃止措置以降、緊張状態が継続している。中国との関係については、「全天候型戦略的協力パートナーシップ」の下、中国が進める「一帯一路」の重要な構成要素とされる中国・パキスタン経済回廊（CPEC）建設に向けて幅広い分野で関係が強化されている。米国との関係については、8月に米軍がアフガニスタンから撤退し、これまでアフガニスタン関連の

対応が協力の中心となっていた米・パキスタン関係が今後どのように変化していくか注目される。アフガニスタンとの関係については、その安定が自国の安定に直結することから重視しており、8月のアフガニスタン情勢の変動以降も、12月にイスラム協力機構（OIC）特別外相会合のホストを務めるなど、タリバーンとの関係を含め積極的な外交を展開している。経済面では、新型コロナの影響により落ち込んだ成長率は回復基調にある。カーン政権は2018年の発足直後から深刻な外貨準備高不足の問題を抱えており、IMFプログラムの実施などに取り組んでいる。

日本との関係については、9月には国連総会の機会に茂木外務大臣がクレシー外相との間で外相会談を行ったほか、3月にハイレベル経済協議、6月に安全保障対話をテレビ会議形式で実施するなど、実務レベルでの協議を行い、二国間関係を維持・強化した。アフガニスタンの情勢悪化に際しては、アフガニスタンからの邦人や大使館・JICA現地職員などの安全な出国のために、パキスタンから協力を得た。

また、日本は、パキスタンに対し、保健、水衛生、防災などの分野で、無償資金協力を行っているほか、新型コロナ対応支援として、ワールドチェーン整備支援や債務救済措置を実施した。

(3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバングラデシュは、ベンガル湾に位置する民主主義国家であり、インドとASEANの交差点としてその地政学的重要性は高い。外交面では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化を受けて、同州から新たに70万人以上の避難民がバングラデシュに流入し、帰還はいまだ実現していない。避難の長期化により、ホストコミュニティの負担増大や現地の治安悪化が懸念されている。経済面では、新型コロナの流行により影響を受ける中でもプラス成長を維持し、2020年度の経済成長率は3.51%となった。人口は約1億6,500万人に上り、安価で質の

高い労働力が豊富な生産拠点や高いインフラ整備需要などから潜在的な市場として引き続き注目を集め、日系企業数は2005年の61社から2020年には329社に増加している。しかし、電力の安定した供給やインフラ整備が外国企業からの投資促進に向けた課題となっている。

日本との関係については、2月にテレビ会議形式で第3回外務次官級協議を行った後、6月に茂木外務大臣とモメン外相との間で外相電話会談を実施し、新型コロナウイルスの収束に向けた協力、2022年の外交関係樹立50周年に向けた二国間関係の更なる強化を確認したほか、ミャンマー・ラカイン州からの避難民の問題への対応について緊密な議論を行った。

また、バングラデシュによる新型コロナウイルス対応支援のための400億円の緊急支援借款を供与したほか、2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約455万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与し、バングラデシュ側から謝意が表明された。このように、伝統的に親日の友好国であるバングラデシュとの二国間関係の強化に向けた取組を引き続き行っている。

(4) スリランカ

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置し、その地政学的及び経済的重要性が注目されている伝統的な親日国である。内政面では、2019年11月の大統領選でゴダバヤ・ラージャパクサ大統領が選出された後、新型コロナウイルスの影響で2020年8月に延期された総選挙でマヒンダ・ラージャパクサ首相率いる与党スリランカ人民戦線が国会議席の過半数（113議席）を大きく上回る145議席を得て勝利した。経済面では、スリランカは国内における紛争終結後、年率7%の経済成長を遂げ、近年は年率3%以上と堅実な経済成長を維持していた。2020年は、新型コロナウイルスの影響を受けて経済は落ち込んだが、2021年第1四半期は4.3%、第2四半期は12.3%のプラス成長となり回復傾向にある。2020年のマイナス成長からの回復、同国の地政学的重要性及びインド市場へのアクセスを踏まえ、今後の経済成長が期待され

ている。日本との関係については、2月に第2回外務省高級事務レベル政策対話を実施したほか、7月に岸信夫防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催するなど、二国間関係を維持・強化している。

また、新型コロナ対応の支援として、日本はスリランカの要請を受け2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約146万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールドチェーン整備支援なども実施し、スリランカ側から謝意が表明された。

(5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた内陸国として南アジアにおける地政学的な重要性を有している。内政面では7月にデウバ・ネパール・ कांग्रेस党党首が首相に任命され、新政権が発足した。新政権は経済面では、新型コロナウイルスにより影響を受けた産業の復興や投資環境を整えるためのインフラ整備を優先している。日本はネパールにとって長年の主要援助国であり、皇室・旧王室関係や登山などの各種交流を通じた伝統的な友好関係を築いている。

日本は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたネパールに対して、2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約161万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールドチェーン整備支援なども実施した。

また、基礎疾患の重症化を防ぐことに貢献する保健・医療器材（MRI、CTなど）を供与する無償資金協力に関する書簡の交換を4月に行ったほか、債務救済猶予イニシアティブによる債務救済、感染拡大防止のための国際機関を通じた支援などを実施してきている。こうした日本の支援に対して、ネパール側からは感謝の意が表明されている。12月には、ネパール復興国際会議2021がカトマンズで開催され、本田太郎外務大臣政務官が2015年4月のネパールでの震災に関する日本の復興支援についてビデオメッセージを寄せた。

(6) ブータン

ブータンは国民総幸福量（GNH）を国家運営の指針とし、第12次5か年計画（2018年7月から2023年6月）の優先課題である貧困削減、医療・教育の質向上、男女平等、環境や文化・伝統の保護、マクロ経済安定などに取り組んでいる。新型コロナ発生以降、ブータンは厳しい水際措置を導入し感染拡大の防止に努めてきている。

ブータンは伝統的な親日国であり、日本とは皇室・王室間の交流も深い。新型コロナの影響が懸念される中、日本は、ブータンに対して、ワクチンのコールドチェーン整備支援などを実施した。

(7) モルディブ

インド洋の戦略的要衝に位置するモルディブは、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での日本の重要なパートナーである。モルディブは、GDPの約3割を占める漁業と観光業を中心に経済成長を実現しており、一人当たりのGDPは南アジア地域で最も高い水準に達している。新型コロナの感染拡大により観光業が打撃を受け、2020年は経済が大きく落ち込んだが、2021年にはプラス成長に転じた。内政面では、2018年11月にソーリフ政権が発足した。2019年4月に実施された議会選挙では、与党のモルディブ民主党（MDP）が議席の3分の2を獲得し、ソーリフ大統領は政権基盤を固めた。ソーリフ大統領は、就任以来、インドを始めとする地域の国々との連携を強化し、相互利益を望む全ての国との関係を強化する方針の下で対外政策を進めている。

日本との関係では、6月に茂木外務大臣とシャーヒド外相との間で外相電話会談を実施し、8月にシャーヒド外相が第76回国連総会議長として訪日した際には、菅総理大臣を表敬し、茂木外務大臣と会談を行った。また、モルディブ国内の新型コロナ感染拡大を受け、日本は2021年末までにCOVAXファシリティ経由で約11万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールドチェーン整備支

援なども実施し、モルディブ側から感謝の意が表明された。このように、引き続き二国間関係の強化に向けた取組を行っている。

6 大洋州

(1) オーストラリア

ア 概要・総論

オーストラリア政府は2017年11月に発表した外交白書において、今後10年のオーストラリア外交の指針として、開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域の推進、保護主義への対抗、国際ルールの推進・保護などを掲げるとともに、日本を始めとするパートナーとの協力強化を打ち出した。2018年8月に、ターンブル首相からモリソン首相に交代した後も、この外交方針は引き継がれている。

地域が様々な課題に直面する中、基本的価値と戦略的利益を共有する日本とオーストラリアの「特別な戦略的パートナーシップ」の重要性はこれまで以上に高まっている。インド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた両国の戦略的ビジョンは広い範囲で一致しており、首脳の間相互訪問や外相間の緊密な関係を基盤とし、国際社会の安定と繁栄に向けて、あらゆる分野での重層的な協力・連携を一層深化させている。さらに、日米豪、日米豪印といった多国間での連携及びパートナーシップも着実に強化されている。

両国は、TPP11協定やRCEP協定を始めとする自由貿易体制の推進に関してリーダーシップを発揮している。日本にとってオーストラリアは第5の貿易相手国、オーストラリアにとって日本は第3の貿易相手国であり、両国は、発効後7年目を迎えた日豪経済連携協定（EPA）、2018年末に発効したTPP11協定、2022年1月に発行したRCEP協定に基づき、相互補完的な経済関係を更に発展させている。

菅総理大臣とモリソン首相との間で行われた6月の日豪首脳会談では、日豪間の安全保障分野の協力を着実に推進させ、日豪関係を更なる

高みへと引き上げていく意思を確認した。また、アジアなどのエネルギー移行の支援を含む「技術を通じた脱炭素化に関する日豪パートナーシップ」の発表を歓迎し、日豪経済関係を官民一体となって推進させていく重要性を確認した。岸田総理大臣就任直後、10月にモリソン首相との間で行われた日豪首脳テレビ会談では、両国間の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために連携していくことで一致し、また、今後の日豪関係について、(1) 安全保障・防衛分野と経済分野の協力を更に深めていくこと、(2) インド太平洋地域の平和と繁栄に貢献すべく、日米豪印を含め同盟国・同志国との連携を更に深めていくこと、(3) 気候変動などのグローバルな課題について協力していくことを確認した。

2022年1月の日豪首脳テレビ会談では、岸田総理大臣とモリソン首相は日豪円滑化協定の署名を歓迎し、岸田総理大臣から、オーストラリアとの安全保障協力は、日本が各国との安全保障協力を強化する際のモデルであり続けるとの認識を示した。両首脳は、安全保障・防衛協力、地域情勢、同盟国・同志国との連携、軍縮・不拡散、経済について意見交換し、日豪関係の更なる強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた両国のコミットメントを一層具体化させていくことで一致した。

外相間では、5月に茂木外務大臣がペイン外相との間で日豪外相会談を行い、安全保障・防衛分野の協力の進展のほか、経済分野では水素

などのクリーン・エネルギーをめぐる協力が進むなど、日豪協力の裾野が着実に広がっているとの認識を共有し、引き続き両国関係を発展させていくことを確認した。また、林外務大臣とペイン外相との間でも、11月に日豪外相テレビ会談を行うとともに、12月のG7外務・開発大臣会合の際に日豪外相会談を行い、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、緊密に意思疎通していくことで一致した。

1 安全保障分野での協力

インド太平洋地域の平和と繁栄の確保に向け、日本とオーストラリアは引き続き安全保障分野の協力を着実に強化・拡大させている。

オーストラリアとの間では6月に第9回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）が開催され、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、インド太平洋地域及びそれを超えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。また、2022年1月の日豪首脳テレビ会談において、日豪円滑化協定に署名した。本協定は、日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位などを定める協定であり、両国部隊間の協力活動の実施を円滑にし、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進するとともに、日豪両国によるインド太平洋地域の平和と安定への一層の貢献を可能にするものである。また、同会談の際に発出された日豪首脳共同声明では、経済安全保障の分野における日豪両国間の協力を強化することとしている。加えて、共に米国の同盟国である両国は、日米豪の連携の更なる強化に引き続き取り組んでいる。

2 経済関係

2018年12月に発効したTPP11協定を日本とオーストラリアが主導したことに示されるよ



日豪首脳テレビ会談（2022年1月6日、東京 写真提供：内閣広報室）

うに、両国はRCEP協定を含む地域の自由貿易体制の推進について緊密に連携し、リーダーシップを発揮している。日本とオーストラリアの間では、日本が主に自動車などの工業品をオーストラリアに輸出し、また、オーストラリアが主に石炭や天然ガスなどのエネルギー資源や牛肉などの農産物を日本に輸出するという相互補完的な経済関係が、長年にわたり着実に発展してきている。近年では、水素関連の取組などの新しい協力も進んでいる。新型コロナの感染拡大以降は、日豪間のモノや資金、人の移動が停滞していることから、感染拡大防止策と両立する形で両国の経済関係を発展させる方途につき、両国間で議論を行っている。

四 文化・人的交流

オーストラリアには約40万人に上る日本語学習者（世界第4位）や100件を超える姉妹都市など、長年培われた親日的な土壌が存在する。新型コロナの感染拡大による往来の制限が実施されるまで、青少年を含む人的交流事業であるJENESYS（対日理解促進交流プログラム）及び新コロンボ計画による日豪間の相互理解の促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強化のための各種取組が行われてきた。また、日豪ワーキングホリデー制度についても、引き続きその適切かつ着実な運用に取り組んでいく。

オ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するため、幅広い分野での協力を強化している。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミサイル開発といったインド太平洋地域が直面する諸課題に関する協力を深めてきている。オーストラリアは、日本周辺海域における警戒監視活動にフリゲート「バララット」を5月中旬に、フリゲート「ワラマンガ」を10月下旬にそれぞれ派遣し、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、2018年以降5度目及び6度目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、オーストラリアは、3月上旬から下旬の

間、及び8月中旬から9月中旬の間、在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降8度目及び9度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(2) ニュージーランド

ア 概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。近年、「戦略的協力パートナーシップ」の下、経済、安全保障・防衛協力、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題についても協力関係を強化している。2020年10月の総選挙では、アーダーン首相率いる与党・労働党が緑の党との協力合意（閣外協力）を成立させ、新政権が発足した。

イ ハイレベル協議

世界的に新型コロナの感染が拡大する中、新型コロナへの対応や太平洋島嶼国地域における両国の協力、地域情勢などについて緊密な意見交換を行ってきている。9月の第41回日・ニュージーランド政務協議では、新型コロナ対応における連携や安全保障協力の強化を始めとする二国間関係のほか、インド太平洋地域を中心とする両国の国際的な協力について幅広く議論し、今後とも「自由で開かれたインド太平洋」のために、一層緊密に協力していくことを確認した。

ウ 経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、2018年12月に発効したTPP11協定の着実な実施や、RCEP協定やWTO改革など自由貿易体制の推進について緊密に連携している。また、2021年には、両国の民間企業が再生可能エネルギーを使用した水素製造事業を本格的に開始している。さらに、食料・農業分野においては、2014年から実施されている日本の酪農の収益性を向上させることを目的とした「ニュージーランド・北海道酪農協力プロジェクト」に加え、北海道内の羊産業の活性化を目

的とした「ニュージーランド・北海道羊協力プロジェクト」が2018年に開始されている。

㊦ 文化・人的交流

日・ニュージーランド間の青少年などの人的交流は、人的交流事業である JENESYS を通じ、2019年までの累計で1,100人が参加しており、外国青年招致事業「JETプログラム」については、2021年までに3,300名以上が参加（年平均換算で約100名）するなど活発な交流が続けられている。また、44の姉妹都市関係により長年培われた人的交流の土壌があり、青少年間の相互理解促進を目的とした姉妹都市間のネットワーク化が進んでいる。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、ニュージーランドから過去最大規模の210人強のオリンピック選手団が日本に派遣され、日本の自治体との交流が行われた。

㊧ 国際社会における協力

両国は、国連の場を含む国際場裡で国際社会の平和と安定のために緊密に協力している。特に、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、ニュージーランドは、4月下旬から5月下旬の間及び11月に、在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降4度目及び5度目となる航空機による警戒監視活動を実施した。また、EAS、ASEAN地域フォーラム、アジア太平洋経済協力（APEC）、太平洋・島サミットなどの地域協力枠組みにおける協力や、太平洋島嶼国地域において経済開発面での協力を行うなど、地域の安定と発展のために積極的な役割を果たしている。

(3) 太平洋島嶼国

㊦ 概要・総論

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ばれ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協力や水産資源・天然資源の供給においても重要なパートナーである。また、太平洋の中心に位置することから、「自由で開かれたインド太平

洋」の要としてもその重要性が高まっている。日本の対太平洋島嶼国外交における重要政策の一つとして、日本は、1997年から3年に一度、太平洋・島サミット（PALM）を開催してきている。2021年6月には、木原稔総理大臣補佐官及び和泉洋人総理大臣補佐官の下、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第7回会合が開催され、対太平洋島嶼国政策強化の具体策について議論が行われるとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM9）の開催に向けて関係省庁が連携しオールジャパンで取組を進めていくため、更なる議論を行っていくことが確認された。その後、7月に開催したPALM9の際、菅総理大臣は島嶼13か国の首脳などとの間で二国間首脳テレビ会談を行った。日本は、新型コロナウイルスの影響が続く中、様々な機会を活用し、ワクチン供与やコールドチェーンの整備なども含め、太平洋島嶼国との関係を一層強化してきている。

また、2022年1月のトンガにおける火山噴火及び津波被害に関し、国際緊急援助隊（自衛隊部隊）により迅速に緊急援助物資を供与するとともに、緊急無償資金協力を実施している。

㊦ 太平洋・島サミット（PALM）

2021年7月に、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相の共同議長の下、テレビ会議方式でPALM9が開催され、日本、島嶼14か国、オーストラリア、ニュージーランドに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳などが参加した。PALM9では、今後3年間の重点分野として、(1) 新型コロナウイルスへの対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の五つの重点分野を中心に議論を行い、議論の成果として「第9回太平洋・島サミット（PALM9）首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシートーPALM8以降の日本の支援」を採択した（71ページ 特集参照）。

特集

第9回太平洋・島サミット
(PALM9: The Ninth Pacific Islands Leaders Meeting)

7月2日、テレビ会議方式で、第9回太平洋・島サミット (PALM9) が開催されました。太平洋・島サミット (PALM) は、太平洋島嶼国^{しよ}地域が直面する様々な問題について首脳レベルで率直に意見交換を行い、地域の安定と繁栄に貢献するとともに、日本と太平洋島嶼国地域のパートナーシップを強化することを目的として、1997年から3年に一度開催されている首脳会議であり、これまでに8回開催されています。PALM9は、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相が共同議長を務め、日本、島嶼14か国 (ツバル、クック、フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ)、オーストラリア、ニュージーランドに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳などが参加しました。

PALM9では、菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向け、日本と太平洋島嶼国との協力をオールジャパンで更に強化していく政策である「太平洋のキズナ政策」を発表するとともに、今後3年間にしっかりとした開発協力と5,500人以上の人材交流・人材育成を実施することを表明しました。またPALM9では、今後3年間の重点分野として、(1) 新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。) への対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱^{じん}な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の五つの分野を中心に議論が行われ、特に新型コロナ対策については、菅総理大臣から、太平洋島嶼国に対するサプライチェーン整備などの支援や、COVAXなどを通じてのワクチン供与を行うことを表明しました。太平洋島嶼国からは、PALMがこれまで果たしてきた役割に対する高い評価とともに、PALM8における日本のコミットメントの実現及び五つの重点分野に関する今後3年間の日本の新たなコミットメントに対して謝意が表明されました。

さらに、菅総理大臣から、PALMプロセスは進化を続けており、PALM9では具体的で行動志向の議論を行うことができたとの評価を述べたのに対し、太平洋島嶼国は、PALMプロセスを一層強化することを歓迎するとともに、日本と太平洋島嶼国で今後も緊密に連携していくと述べました。

議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット (PALM9) 首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシートーPALM8以降の日本の支援」を採択しました。「共同行動計画」には、「太平洋のキズナ政策」の下で、五つの重点分野について日本が太平洋島嶼国と共に取り組んでいく今後3年間の具体的取組がとりまとめられました。



第9回太平洋・島サミット
(7月2日 写真提供:内閣広報室)

㊦ 要人との会談など

菅総理大臣は、PALM9に際して島嶼13か国の首脳などで行った二国間首脳テレビ会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続き連携していきたいと述べるとともに、新型コロナ対策やインフラ整備、防災対応能力の向上などに関する各国への支援を引き続き行う考えを表明した。これに対し、各国から、これまでの日本の支援も含め謝意が表明され、様々な分野で協力を進めていくことが確認された。

また、9月には、中西哲外務大臣政務官がマツタロウ駐日パラオ共和国大使と懇談を行い、これまでの日・パラオ関係の発展への尽力に対してお互いに謝意を表明した。

㊦ 文化・人的交流

PALM9では、人的交流・人材育成を重点5分野の一つとして位置付け、今後3年間で様々なレベルや分野で5,500人以上の積極的な人的交流・人材育成を実施していくと発表した。その一環として、日本は、JENESYSを通じた大学生などとの人的交流を実施するとともに、2016年度から太平洋島嶼国の若手行政官などを対象とした太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム(Pacific-LEADS)を開始しており、現在はSDGsグローバルリーダーとして、島嶼国の若手行政官や民間人材などを日本国内の大学・大学院で受け入れている。

7 地域協力・地域間協力

世界の成長センターであるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。こうした観点から、日本は、日米同盟を基軸としながら、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国とも連携し、日・ASEAN、日・メコン協力、ASEAN+3(日中韓)、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、APECなどの多様な地域

協力枠組みを通じ、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けた取組を戦略的に推進してきている。特に、2019年にASEANが採択した「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」は、FOIPと法の支配や自由、開放性など本質的な原則を共有しており、日本としては、ASEANの中心性と一体性を尊重しつつ、AOIPに対する国際社会の支持を一層広げるとともに、AOIPの掲げる原則に資する具体的な日・ASEAN協力を実施し、「インド太平洋国家」としてインド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄与する考えである。

(1) 東南アジア諸国連合(ASEAN)情勢全般

広大なインド太平洋の中心に位置するASEANは、FOIP実現の要である。2015年11月のASEAN関連首脳会議では、「政治・安全保障」、「経済」及び「社会・文化」の三つの共同体によって構成されるASEAN共同体が同年内に設立されることが宣言され(ASEAN共同体設立に関するクアラルンプール宣言)、加えてASEAN共同体の2016年から2025年までの10年間の方向性を示す「ASEAN2025: Forging Ahead Together(共に前進する)」が採択された。2019年6月には、AOIPが採択された。

ASEANが地域協力の中心として重要な役割を担っている東アジア地域では、ASEAN+3(日中韓)、EAS、ARFなどASEANを中心に多層的な地域協力枠組みが機能しており、政治・安全保障・経済を含む広範な協力関係が構築されている。

経済面では、ASEANは、ASEAN自由貿易地域(AFTA)を締結するとともに、日本、中国、韓国、インドなどとEPAやFTAを締結するなど、ASEANを中心とした自由貿易圏の広がりを見せている。2020年11月に日本やASEAN10か国を含む15か国によって署名されたRCEP協定は、2022年1月1日に発効した。日本は、参加国と緊密に連携しながら、本協定の完全な履行の確保に取り組むと同時に、署名を見送ったインドの本協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たす考えである。

(2) 南シナ海問題

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダー（利害関係者）である日本にとっても、重要な関心事項である。

中国は、係争地形の一層の軍事化（164ページ 第3章第1節3（4）参照）を進めるなど、法の支配や開放性に逆行した一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化している。中国はまた、比中仲裁判断²⁸を受け入れないとの立場を変えておらず、国連海洋法条約（UNCLOS）と整合的でない海洋権益に関する主張を続けている。

中国によるこうした一方的な現状変更及びその既成事実化の試みに対し、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。日本としても、力や威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対するとともに、海における法の支配の三原則（196ページ 第3章第1節6（2）参照）を貫徹すべきとの立場から、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者がUNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調している。また、中国による南シナ海における基線に関する主張がUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、比中仲裁判断で領海や領空を有しない低潮高地と判断された海洋地形の周辺海空域も含め、航行と上空飛行の自由が守られることが重要であること、中国が主張する「歴史的権利」は国際法上の根拠が明らかではなく、比中仲裁判断では中国が主張する「九段線」に基づく「歴史的権利」がUNCLOSに反すると判示され、明確に否定されたことなども指摘してきている。比中仲裁判断から5年の節目に当たる2021年7月には外務大臣談話を発出し、国際法に従った

紛争の平和的解決の原則や法の支配の重要性を始めとする日本の立場を改めて表明した。

2018年には、中国とASEANの間で南シナ海行動規範（COC）²⁹の交渉が開始された。日本としては、COCが実効的かつ実質的でUNCLOSに合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきであり、そのような取組が現場の非軍事化、そして平和で開かれた南シナ海の実現につながることを重要であると主張してきている。

(3) 日・ASEAN関係

「自由で開かれたインド太平洋」実現の要であるASEANがより安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。このような認識の下、日本は、2013年に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議で採択された「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」及び「地域・地球規模課題に関する共同声明」を着実に実行しつつ、ASEAN共同体設立以降も「ASEAN共同体ビジョン2025」に基づきASEANの更なる統合努力を全面的に支援してきている。また、2020年11月の第23回日・ASEAN首脳会議で採択した「AOIP協力についての日・ASEAN首脳共同声明」を指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等というAOIPの重点分野に沿ってASEANとの協力を具体化してきている。同声明は、AOIPに関してASEANが域外国との間で採択した初の共同声明であったが、それに続く形でASEANと他の対話国との間で同様の共同声明が採択されている。

2021年には、ASEAN議長国であるブルネイの下、8月の日・ASEAN外相会議及び10月の第24回日・ASEAN首脳会議などを通じて、

²⁸ 2013年1月、フィリピン政府は、南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）に基づく仲裁手続を開始した。比中仲裁判断は、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁裁判所が示した最終的な判断のこと。日本は、同日に外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

²⁹ COC：Code of Conduct in the South China Sea



第24回日・ASEAN首脳会議（テレビ会議形式）
（10月27日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）

FOIPとAOIP双方の実現に向けた取組を力強く推進していることを示した。さらに、日・ASEAN友好協力50周年となる2023年には日本で特別首脳会議を開催し、日・ASEAN関係を新たなステージに引き上げる意向を表明し、ASEAN側から歓迎を受けた。

日・ASEAN首脳会議においては、新型コロナ対策支援として、岸田総理大臣から、(1)1,600万回分以上のワクチン供与やコールド・チェーン整備などのための「ラスト・ワン・マイル支援」を含む累計約320億円の無償資金協力や累計約1,950億円の無利子に近い財政支援円借款といった日本の支援を紹介し、(2)2020年の日・ASEAN首脳会議で正式に設立を宣言したASEAN感染症対策センター³⁰を、引き続き全面的に支援していく意向を表明した。

日・ASEAN協力については、日本のASEANの中心性・一体性への一貫した強い支持と、「AOIP協力に関する日・ASEAN首脳共同声明」を指針とした、AOIPの重点分野に沿った具体的な協力の進展について述べた上で、2020年の首脳会議に際して発表した49件の協力案件の進捗とともに、24件の追加案件を掲載した合計73件のプロGRESS・レポートを紹介した。

気候変動対策としては、「日ASEAN気候変動アクション・アジェンダ2.0」を発表し、カーボンニュートラルの実現に向けてASEAN各国との協力を推進していくことを表明した。また、「アジア・エネルギー・トランジシ

ョン・イニシアチブ (AETI)」を含め、エネルギー移行のロードマップ策定、技術協力、人材育成などを通じ、ASEAN各国を包括的に支援すると述べた。

ポスト・コロナ協力については、SDGsの達成にも資する気候変動、クリーンエネルギー、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を始めとした保健、防災に加え、デジタルトランスフォーメーション、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強靱化^{じん}といった幅広い分野で、更に協力を強化していく意向を表明した。

ASEAN側からは、新型コロナ対策支援などについて日本のリーダーシップへの高い評価と謝意が表明されるとともに、日本のAOIP協力について、高い評価と引き続きの緊密な協力への強い期待が表明された。

地域・国際情勢に関しては、北朝鮮について、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求め、ASEAN側から支持が示された。また、南シナ海問題やミャンマー情勢に関して日本の立場を明確に述べた。

(4) 日・メコン首脳会議（参加国：カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム及び日本）

メコン地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム）は、インド太平洋の中核であり、力強い経済成長と将来性が見込まれる、日本の戦略的パートナーである。メコン地域の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正や地域統合にも資するものであり、日本を含むアジア全体にとって極めて重要である。日本は、日・メコン協力を着実に実施するため、2009年から日・メコン首脳会議を毎年開催してきた。2021年は、新型コロナなどの事情により開催が延期されたが、対メコン協力を重視する日本の立場に何ら変更はなく、引き続き地域へのコミットメントを堅持する考えである。今後も日本は、メコン地域諸国にとって信頼の

30 ASEAN感染症対策センター：the ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases (ACPHEED)

おけるパートナーとして、同地域の繁栄及び発展に貢献していく。

(5) ASEAN+3 (参加国：ASEAN 10か国+日本、中国、韓国)

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わる形で発足し、金融や食料安全保障などの分野を中心に発展してきた。現在では、金融、農業・食料、教育、文化、観光、保健、エネルギー、環境など24の協力分野が存在し、2017年8月に採択された「ASEAN+3協力作業計画(2018-2022)」の下、各分野で更なる協力が進展している。

8月に開催されたASEAN+3外相会議及び10月に開催された第24回ASEAN+3首脳会議では、それぞれ茂木外務大臣及び岸田総理大臣から、ASEANに対する日本の新型コロナ対策支援及びASEAN+3協力について紹介した上で、FOIPと本質的な原則を共有するAOIPの原則及び重点分野に沿った協力を進めることの重要性を強調した。

新型コロナ対策支援については、岸田総理大臣から、(1)ASEAN感染症対策センターへの全面的支援、(2)更なる医療支援の推進や安全性、有効性、品質が確保されたワクチン供与への全面的支援、(3)経済再生支援として、ASEAN各国への無利子に近い財政支援円借款の供与、「対ASEAN海外投融資イニシアティブ」を通じた質の高いインフラなどへの投資拡大、「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」の更なる拡充について述べた。

ASEAN+3協力については、岸田総理大臣から、(1)ASEAN+3緊急米備蓄による支援の新型コロナ対応への一層の活用を支援し、(2)RCEP協定の完全な履行の確保及び信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の具体化を推進し、(3)国際原油市場の安定化に向けて連携していく意向を表明するとともに、(4)チェンマイ・イニシアティブの改訂契約書が発効したことを歓迎した。これに対し、ASEAN側から、日中韓からの新型コロナ対応への協力につ



第22回ASEAN+3(日中韓)外相会議(テレビ会議形式)
(8月3日、東京)

いて謝意が表明された。また、各国から、地域の医療品備蓄の構築や、ワクチンの開発研究・生産・調達における協力促進などへの期待が表明されるとともに、ポスト・コロナの持続可能な回復に向け、RCEP協定の早期発効を含め、地域の連携を一層推進する重要性を強調する発言があった。

地域・国際情勢に関しては、北朝鮮について、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求めた。また、ミャンマー情勢について、日本の立場を明確に述べた。

(6) 東アジア首脳会議(EAS)

(参加国：ASEAN 10か国+日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、米国及びロシア)

EASは、地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直に対話を行うとともに、首脳主導で政治・安全保障・経済上の具体的協力を進展させることを目的として、2005年に発足した地域のプレミア(主要な)・フォーラムである。また、EASには多くの民主主義国が参加しており、域内における民主主義や法の支配などの基本的価値の共有や貿易・投資などに関する国際的な規範の強化に貢献することが期待されている。

8月に開催されたEAS参加国外相会議(テレビ会議形式)では、茂木外務大臣から、拉致問題を含む北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海情



第16回東アジア首脳会議（EAS）（テレビ会議形式）
（10月27日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）

勢、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況について日本の立場を明確に述べた。

10月に開催された第16回EASで、地域協力について、岸田総理大臣は、日本のAOIPへの高い評価と全面的な支持を改めて表明し、各国にもAOIPへの支持を呼びかけた。また、日本とASEANがAOIPの諸原則に資する具体的協力を着実に進めていることを説明した。

地域・国際情勢について、岸田総理大臣から、東シナ海では日本の主権を侵害する活動が継続しており、南シナ海では緊張を高める活動や法の支配に逆行する動きが見られることについて深刻な懸念を表明し、強く反対すると述べた。「南シナ海に関する行動規範（COC）」は、国連海洋法条約に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利や利益を尊重するものとなるべきであると発言した。さらに、台湾海峡の平和と安定の重要性について述べた。そして、経済的威圧にも強く反対すると述べた。複数の国から南シナ海問題に対する懸念が表明され、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性、国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性などについても発言があった。

また、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況について、岸田総理大臣から深刻な懸念を表明し、複数の国からも懸念が表明された。

北朝鮮については、岸田総理大臣は、10月にも弾道ミサイルを発射するなど、地域や国際社会の平和と安全を脅かしていると述べた上

で、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄（CVID）の実現に向け、「瀬取り」対策を含め、国連安保理決議の完全な履行が不可欠であると述べた。また、拉致問題の即時解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求めた。これに対し、各国から、朝鮮半島の非核化及び国連安保理決議の完全な履行の重要性などに関する発言があった。

ミャンマー情勢については、岸田総理大臣から、日本政府として、(1) 暴力の停止、(2) 被拘束者の解放、及び(3) 民主的政体の回復を強く求める立場を再度強調した。また、岸田総理大臣は、ASEAN特使であるエルワン・ブルネイ第二外相が一刻も早くミャンマーを訪問できるように、ミャンマー側の建設的な対応を求めた上で、事態の打開に向けて、日本は関与を基軸にこの問題に取り組み、引き続きASEANの取組への後押しを惜しまず、人道支援も積極的に行っていくと表明した。各国からも、エルワン特使のミャンマー訪問を始め、「5つのコンセンサス」の迅速な実施に向けて協力していくこと及びミャンマー国民への人道支援の重要性について言及があった。

(7) 日中韓協力

日中韓協力は、地理的な近接性と歴史的な深いつながりを有している日中韓3か国間の交流や相互理解を促進するという観点から引き続き重要である。また、世界経済で大きな役割を果たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力である日中韓3か国が、協力して国際社会の様々な課題に取り組むことには大きな潜在性がある。

様々な分野で実務的な協力を進めるべく、11月に日中韓特許庁長官会合、12月に日中韓消費者政策協議会が開催されるなど、実務家レベルの協議が実施された。また、新型コロナ感染症の影響を克服し、ポスト・コロナ時代の三国間の連携の方向性について議論すべく、8月に、日本はテレビ会議形式で日中韓物流大臣会合や日中韓文化大臣会合を主催し、3か国の閣

僚間で実務的な意見交換を実施し、共同声明を採択した。

(8) アジア太平洋経済協力 (APEC)

(242ページ 第3章第3節3(2)参照)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) は、アジア大洋州地域にある21の国・地域(エコノミー)で構成されており、各エコノミーの自主的な意思によって、地域経済統合と域内協力の推進を図っている。「世界の成長センター」と位置付けられるアジア太平洋地域の経済面における協力と信頼関係を強化していくことは、日本の一層の発展を目指す上で極めて重要である。

11月にテレビ会議形式で開催されたニュージーランドAPEC首脳会議では、首脳宣言に加え、「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」を実施するための「アオテアロア行動計画」が首脳宣言の附属書として採択された。首脳会議に出席した岸田総理大臣は、新しい資本主義の実現を目指すことで、日本経済を新たな成長軌道に乗せ、アジア太平洋の成長に貢献していく決意を表明した。

(9) 南アジア地域協力連合 (SAARC)

SAARC³¹は、南アジア諸国民の福祉の増進、

経済社会開発及び文化面での協力、協調などを目的として、1985年に正式発足した。2020年現在、加盟国はインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会議や閣僚理事会(外相会合)などを通じて、経済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏やかな地域協力の枠組みとして協力を行ってきた。日本は、SAARCとの間の青少年交流の一環として、これまで3,615人を招へいしている。

(10) 環インド洋連合 (IORA)

IORA³²は、環インド洋地域における経済面での協力推進を主な目的とした地域機構であり、日本は1999年から対話パートナー国として参加している。3月にIORA設立24周年を記念して開催されたIORA DAY 2021では、茂木外務大臣がビデオメッセージを寄せ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続きIORAと協力していくことを表明した。また、11月の第21回IORA閣僚会合には本田太郎外務大臣政務官がビデオ参加し、IORA加盟国に対する日本の新型コロナ対策支援や防災を含む気候変動対策などについて説明した。

31 SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation

32 IORA : Indian Ocean Rim Association